

第八十四回国会 参議院 文教委員会 會議録 第二号

昭和五十三年二月十四日(火曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

十二月二十二日

秋山 長造君

一月十二日

宮之原貞光君

一月十三日

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

野口 忠夫君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部大臣官房会

計課長

文部省大学局長

文部省学術国際

局長

文部省社会教育

局長

文部省体育局長

文部省管理局長

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

文化庁長官

ごさいせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に粕谷照美君を指名いたします。

○委員長(吉田実君) 次に、教育、文化及び学術

に関する調査を議題といたします。

文教行政の基本施策について、文部大臣から所

信を聴取いたします。砂田文部大臣。

○国務大臣(砂田重民君) 第八十四回国会におき

まして、文教各般の問題を御審議いただくに当た

り、所信の一端を申し述べます。

教育・学術・文化は、永遠に変わることのない

国政の基本であります。今日、わが国は、景気、

雇用等経済面で大きな課題を抱えておりますが、

このような困難を乗り越え、世界各国との協調の

もとに、将来にわたって発展を続ける、活力に富

んだ国家社会を築いていくためには、人と人との

心のつながりを大切に、国民の能力の開発と文

化の向上を図っていくことが肝要であります。

私は、個人の創意と自主性及び社会連帯感を重

視し、世界の平和と繁栄に貢献し得る知・徳・体

の均衡のとれた情操豊かな日本人の育成を文教行

政の基調として、広く国民の理解と協力のもと

に、その刷新充実に専心努力を重ねてまいれる所存

であります。

以下、当面する文教行政の諸問題について申し

述べます。

第一は、初等・中等教育の改善充実についてで

あります。

初等・中等教育は国民能力の基盤を培う重要な

課題であります。その教育内容の改善につきまし

ては、昨年小・中学校の学習指導要領の改定を行

い、その実施に向けて諸般の準備を進めておりま

すが、本年は、高等学校の学習指導要領の改定を

行い、小・中・高等学校を通じて一貫した教育内

容を整備し、ゆとりのある、しかも充実した学校

生活の中で基礎と基本を確実に身につけ、心身と

もに健全な人間性豊かな国民の育成を期してい

ります。こうした教育内容の改善を進め、その成

果を高めるためにも、教職に人を得ることはきわ

めて重要なことでもあります。そのため、いわゆる

人材確保法に基づく第三次の給与改善を引き続き

進めるとともに、教職員定数の改善について、昭

和四十九年度から進めてまいりました五カ年計画

を計画どおり完成させてまいりたいと存じます。

教員の指導力の向上を図るためには、新規採用

教員の研修及び教職経験者研修の拡充を図るなど

現職教員に意を用いるとともに、既設の教員養成

大学、学部の整備充実を努め、また、これと並行

して現職教員に対し大学院における研さんの機会

を提供し、あわせて初等教育教員の養成確保に資

するための新しい大学を創設してまいりたいと考

えております。

心身に障害を持つすべての子供たちが、適切な

教育を受けられるよう、昭和五十四年度から養護

学校の義務制が実施されますので、その諸準備に

遺憾なきを期するとともに、障害児の実態に即し

た教育指導の充実を図ってまいります。幼稚園教

育につきましても、入園を希望するすべての四、

五歳児を就園させることを目標とする幼稚園教育

振興計画を引き続き推進してまいります。

次に、児童・生徒の健康増進に努めるととも

に、学校における安全教育、安全管理を十分徹底

させて、学校事故の防止に努める一方、不幸にし

て事故が起きた場合の救済措置をより一層充実す

るため、日本学校安全会の災害共済給付の内容を

大幅に改善してまいりたいと存じます。また、発

育盛りの児童・生徒にとって重要な役割りを果た

す。

○委員長(吉田実君) 理事の補欠選任についてお

諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員になってお

りますので、ただいまからその補欠選任を行いま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ありませんか。

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に粕谷照美君を指名いたします。

○委員長(吉田実君) 次に、教育、文化及び学術

に関する調査を議題といたします。

文教行政の基本施策について、文部大臣から所

信を聴取いたします。砂田文部大臣。

○国務大臣(砂田重民君) 第八十四回国会におき

す学校給食につきましては、栄養基準の保持と魅力ある食事内容を目指しながら、米飯給食の普及拡大に努めるなど、引き続きその振興充実を図つてまいります。

さらに、公立の小・中・高等学校の施設につきましては、体育館、プール、給食施設を含め、その整備に一段の配慮と大幅な財政上の措置を講じておりますが、特に、老朽危険建物の改築には意を用い、また、生徒の急増により必要となる高等学校の新増設に対する国庫補助を充実し、児童・生徒急増市町村における小・中学校校舎の新増築事業に対する高率補助の継続等、急増対策についても特段の配慮を加えてまいりたいと存じます。

また、地域住民のスポーツ活動の場として学校体育施設を有効に活用できるよう配慮してまいります。

第二は、高等教育の整備充実についてであります。高等教育につきましては、その質的水準の充実に向上と地域的不均衡の是正に特に重点を置き、地方における大学の整備充実、大学院の拡充整備、公私立大学に対する助成の充実、育英奨学事業の充実等の諸施策を進めることにより、全国的に均衡のとれた高等教育の発展を期してまいります。また、大学教育の改善と大学開放の促進に資するため、放送教育開発センターを設置し、放送による大学教育の研究開発を進めるとともに、その活動を通じて、放送大学の創設準備を推進してまいりたいと考えております。

なお、社会的要請の強い医師等の養成を図るため、三医科大学の創設等を図つてまいります。次に、重要な課題である大学入試の改善につきましては、昭和五十四年度の入学試験の改善につきましても、昭和五十四年度の入学試験を取り入れた新しい入学方式が実施の運びとなりましたが、この新しい制度が国民の強い期待にこたえて十分な成果を上げるよう最善の努力を払つてまいります。

第三は、私学の振興についてであります。

私立学校は、学校教育の大きな部分を占め、しかもそれぞれ特色ある教育を行つて、わが国の教育に多様な発展をもたらしてまいりました。このような私立学校の役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私立大学等に対する経費補助や、高等学校以下の私立学校に対する経費補助を引き続き拡充してまいりたいと存じます。また、私立学校の修学上の経済的負担を軽減するため、日本育英会の育英奨学事業等の拡充や、幼稚園就園奨励費補助の充実を図つてまいりたいと存じます。

特に、私立医科・歯科大学については、各大学の努力を促し、不明朗な入学時寄付金等の問題解決に努めているところでありますが、さらに、これらの問題の解決と経営の健全化に資するため、経費補助を大幅に増額するとともに、各大学が実施する入学一時金の分割納入や、奨学金貸与事業を奨励してまいります。

また、専修学校は、国民の多様な教育需要と社会的要請に即応する教育機関として、その振興発展が期待されているところであり、その健全な発達を図るため十分配慮してまいりたいと考えております。

第四は、社会教育、文化及び体育・スポーツの振興についてであります。

社会経済の進展に対応し、生涯を通じてすべての国民が生きていける心豊かな人生を築き得るようにするためには、国民が日常生活の中で、その多様な学習意欲を満たし、芸術・文化、スポーツに親しむことができるようになる必要があります。かかる観点から、学校、家庭、社会の連携を図りつつ、社会教育、文化、体育・スポーツに関する諸施策を多様な形で展開してまいります。

まず、社会教育の振興につきましては、公民館等社会教育施設の整備、指導者の養成、各種事業の奨励援助を柱にして、活力に富んだ生涯教育の環境づくりを推進してまいります。特に、来年度におきましては、宮城県に第四番目の国立少年自

然の家を設置するほか、新たに県立総合社会教育施設や公立婦人教育会館の整備を進めるとともに、高齢者が長年にわたつて蓄積した貴重な知識や技能を、社会教育における諸活動の指導に活用できるよう新たに助成措置を講じているところであります。

わが国は、古来、美しい風土に恵まれ、世界に誇る特色ある文化を形成し、発展させてまいりましたが、このよき伝統文化を継承しつつ新しい文化を創造していくようにすることが重要であること存じます。このため、特色ある芸術創造活動を奨励するとともに、広く芸術鑑賞の機会を得られるようにするなど、芸術・文化の普及振興のための諸事業の拡充を図つてまいりたいと存じます。特に、来年度においては、国立演芸資料館を開館するほか、第二国立劇場につきましても、用地の早期決定に努力するとともに、基本設計の準備を鋭意取り進めてまいります。文化財の保護の施策につきましても、由緒ある町並みの保存整備を図るなど、その保存、活用に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

体育・スポーツの振興につきましては、家庭、学校、地域における基礎体力づくりの推進を図るとともに、各種の体育・スポーツ施設の整備を拡充するほか、学校体育施設の開放、地域スポーツクラブの育成等の事業を推進してまいりたいと存じます。また、国際競技における選手の活躍を期待して、選手強化事業に対する補助等国際競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、学術の振興と教育・学術・文化の国際交流の推進についてであります。

物的資源に乏しいわが国においては、学術研究の振興を図り、知的資源を積極的に開発する必要がありま。また、広く教育・学術・文化の国際交流を促進し、諸国民との心の触れ合いを深めていくことは、国際的な協調と連帯を強めていく上で極めて重要なこととあります。

このため、学術研究の推進基盤である科学研究費を充実するとともに、研究所の整備等学術研究

体制の充実を図り、独創的、先駆的な研究を守り立ててまいりたいと考えております。特に、先進諸国が競つて力を注いでいる核融合など、新エネルギーの開発、宇宙・地球環境の解明やがん等の難病対策など、国民生活に深いかわりを持つ重要な研究領域につきましても、重点的な配慮を加え、その推進に努力してまいりたいと存じます。

また、教育・学術・文化の国際交流につきましても、特に、わが国と密接な関係にあるアジア諸国との交流に重点を置いて、発展途上国との学術交流の推進、留学生事業の拡充などに意を用いてまいります。

今日、海外に在留する日本人子女は、急速に増加してきており、これら子女に対する教育の充実と、帰国後の受け入れ体制を整備することは、緊要な課題となっております。このため、海外の日本人学校にすぐれた教員を派遣できるよう、新たに国の交付金制度を設けるとともに、帰国子女の受け入れを目的とする私立高等学校の新設に対して特別の助成をするなど、海外子女教育の一層の充実を図つてまいりたいと存じます。

以上、文教行政の当面する諸問題について、所信の一端を申し述べましたが、わが国の教育・学術・文化の振興のため、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力ではありますが、全力を尽くして取り組んでまいります所存でありますので、何とぞよろしく御願い申し上げる次第であります。

○委員長(吉田実君) 引き続き、昭和五十三年度文部省関係予算について説明を聴取いたします。近藤文部政務次官。

○政府委員(近藤鉄雄君) 昭和五十三年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は三兆六千七百七十四億六千六百万円、国立学校特別会計の予算額は一兆九百八十二億六千九百万円でありまして、その純計額は三兆八千八百四十三億九千六百万円となっております。

この純計額を昭和五十二年の当初予算額と比

較いたしますと、五千八百一十一億千三百万円の増額となり、その増加率は一五・四％となっております。また、一般会計予算額の増加率は一五・二％であります。

以下、昭和五十三年度予算において取り上げました主要な事項について、御説明申し上げます。

第一は、初等・中等教育の充実に関する経費であります。

まず、義務教育諸学校の教職員定数につきましては、児童・生徒数の増加に伴う教職員定数の増を見込むほか、昭和四十九年度を初年度とする第四次の教職員定数改善五カ年計画の最終年次に係る教職員定数の増、養護学校及び特殊学級の増設に伴う増等を合わせて、本年度に比べ、一万七千六百四十八人増の七十一万六千二百二十一人の教職員定数を計上しております。

次に、教員の現職教育の充実につきましては、教員の処遇の改善と相まって資質の向上を図るため、前年度に引き続き、小・中学校の新規採用教員の全員と、教職経験五年の小・中・高等学校の教員全員に対し、実践的な指導力の向上を図るための研修を実施することとしたしております。なお、昭和五十三年度からは、新規採用教員の研修については、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教員を、また、教職経験者研修については、特殊教育諸学校の教員を新たにその対象とするなど、研修の拡充に努めることとしております。

幼児教育の普及充実につきましては、特に、私立幼稚園の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助につき、保育料等の減額免除の限度額の引き上げを図るとともに、引き続き、幼稚園の増設を計画的に進めることとし、施設整備の促進を図ることとしております。

特殊教育の振興につきましては、前年度に引き続き、年次計画による養護学校及び特殊学級の増設を推進することとし、特に、昭和五十四年度からの養護学校の義務制実施に備えて、就学に万全を期するため、その準備活動を促進するとともに、重度・重複障害児のための訪問指導員及び介

助職員の増員、特殊教育就学奨励費の拡充等を行うこととしております。

また、学校給食の整備充実につきましては、米飯給食の導入を一層推進するため、米飯給食関係の施設・設備の整備を大幅に拡充することとしております。

さらに、学校事故救済制度の改善充実につきましては、日本学校安全会の災害共済給付内容の大幅な改善を行うこととし、その財源については、新たに国庫補助を行うとともに、高等学校、幼稚園等の義務教育以外の学校の設置者も給付財源の一部を負担することとして、保護者の共済掛金の負担増なしで今回の改善を図ることとしたしております。また、学校保健の改善充実につきましては、新たに健康増進相談事業を実施することともに、積極的に歯科保健活動の推進を図るため、各都道府県にその推進校を設けることとしたしております。

公立文教施設の整備につきましては、校舎等建築物の新増設事業について、事業量の増と補助単価の引き上げを図るとともに、児童・生徒急増市町村における小・中学校校舎の新増設事業に対する高率補助の継続、小・中学校校舎の補助基準面の改善を行うほか、特に、老朽危険建築物を早期に解消するため、事業量の大幅な拡大、改築補助対象基準の緩和を図ることとしております。

また、生徒の急増により必要となる高等学校の新増設に対する国庫補助を充実することともに、児童・生徒急増市町村の公立小・中学校用地取得費補助についても、事業量の拡大を図ることとしております。

これらの施策に要する補助金として、四千二百九十億円を計上いたしております。

以上のほか、義務教育諸学校等における教材整備の推進、義務教育教科書購入価格の改定、要保護及び準要保護児童・生徒援助の強化等、各般の施策につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第二は、高等教育の整備充実に関する経費であります。

高等教育改革の推進につきましては、まず、大学入学者選抜方法の改善を図るため、昭和五十四年度入学者の選抜から、国立及び公立の大学について、共通第一次学力試験を取り入れた新しい入学者選抜方法を実施することとしており、このため、大学入試センターの整備充実及び試験実施のための所要経費を計上し、円滑な改善措置を推進することとしております。

また、新たに、放送教育開発センターを設置し、国・公・私立大学の連携協力のもとに、放送による大学教育の研究開発を進め、大学教育の改善と大学開放の促進に資することともに、このセンターの活動を通じ、放送大学の創設準備の推進等を行うこととしております。

さらに、大学院における現職教員の研さんの機会を確保することともに、初等教育教員の養成に資するための新しい大学を、上越市及び兵庫県社町に創設するほか、鳴門市についてその創設準備を進めることとし、また、筑波大学について大学院研究科を増設する等、その整備を進めるとともに、技術科学大学についても、昭和五十三年度の学生受け入れに必要な所要の整備充実を図ることとしております。

国立大学の整備充実につきましては、まず、医・歯学教育の拡充を図るため、福井、山梨、香川の三医科大学を創設するほか、琉球大学の医学部、岡山大学及び長崎大学の歯学部について、その創設準備をさらに進めることとしております。

また、筑波大学について医療技術短期大学部の設置を図るほか、医科大学等の附属病院について、新設の医科大学等の附属病院の創設・創設準備とともに、既設附属病院の救急部の新設整備等、その充実を図ることとしております。

教員養成につきましては、前述の上越、兵庫の両教員大学を創設するほか、引き続き、小学校教員、幼稚園教員、特殊教育教員及び養護教諭を養成する課程等の新設拡充を図るとともに、附属養護学校の新設等、その充実を図ることとして

おります。

以上のほか、信州大学人文学部、島根大学文学部、広島大学教育学部及び山口大学文学部等の改組等、地方における国立大学を中心に学部・学科・課程の整備充実を図って、大学学部及び短期大学部の学生入学定員を総数二千四百四十人増員することとし、また、図書館大学の創設準備を引き続き行うこととしております。

大学院の拡充整備につきましては、愛知教育大学及び富山医科大学に、新たに大学院を設置するほか、研究科の新設・改組、専攻の新設・整備等により、七百人の入学定員増を行うこととしております。

また、国立大学等の教育研究条件の整備を図るため、基準的経費の充実、施設・設備の整備に努めるとともに、必要な分野について教職員の増員を図ることとしております。

なお、国立学校の授業料につきましては、諸般の情勢を総合的に勘案し、育英奨学事業の拡充措置等と一体化した配慮のもとに、五十三年度にこれを改定することとしております。

育英奨学事業の拡充につきましては、まず、日本育英会の学資貸与について、高等学校から大学・大学院までの学生・生徒に対する貸与月額を増額することともに、私立大学、私立短期大学及び高等学校並びに大学院の学生・生徒に係る貸与人員の増員を行うこととする等、その拡充を図り、このために必要な経費として、政府貸付金を五百一十億円計上し、返還金と合わせて、昭和五十二年年度に対し百億円の増の六百三十三億円の資金で、学資貸与を行うこととしております。

また、私立大学の奨学事業に対する資金援助につきましても、学校法人に対する資金の融資総枠を拡大するとともに、一人当たり融資対象限度額を引き上げる等、その改善充実を図ることとしております。

なお、公立の医科大学、看護大学等、公立大学の助成につきましても、引き続き、充実を図ることとしております。

第三は、學術の振興に関する経費であります。重要基礎研究につきましては、まず、エネルギー・関連科学の推進、宇宙・地球環境の解明、生命現象の究明等、特定領域における研究を引き続き推進することとしております。

また、わが国の學術の基礎を培い、科学者の獨創的、先駆的研究を推進するための科学研究費につきましては、総額二百六十五億円を計上いたしております。特殊法人日本學術振興会への援助につきましても、従前の事業に対する補助に加えて、拠点大学方式等による発展途上国との學術國際交流事業の拡充及び特許、學術情報事業の推進を図るための経費を計上いたしております。

第四は、私學助成の拡充に関する経費であります。

まず、私立大学等の経常費補助につきましては、専任教職員給与費、教員経費、学生経費及び研究旅費等を拡充するほか、新たに図書館維持、設備費に対する補助を行うこととする等、医・歯学部対策を含めその充実を図り、昭和五十二年度に対して三百七十億円増の千九百七十五億円を計上いたしております。

また、私立高等学校の経常費助成拡充のための都道府県に対する補助につきましては、補助単価の引き上げのほか、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等を含め、大幅な増額を図ることとし、昭和五十二年度に対して四百四十億円増の四百四十億円を計上いたしております。

日本私學振興財団の貸付事業につきましては、政府出資金十五億円を計上するとともに、財政投融資資金からの借入金五百四十八億円を計上し、自己調達資金と合わせて昭和五十二年度に対して七十八億円増の七百十六億円の貸付額を予定いたしております。

私立学校教職員共済組合の補助につきましては、長期給付の改善を図るため、補助の拡大を行うこととしております。

第五は、社会教育の振興に関する経費であります。

まず、公立の社会教育施設の整備につきましては、特に、公民館の大幅な館数増と単価の引き上げを行ったほか、新たに県立総合社会教育施設及び公立婦人教育会館を補助対象とすることとし、これらの施策に要する経費として、昭和五十二年当予算額に対して三十五億円増の百一十一億円を計上いたしております。

社会教育事業の助成につきましては、従来からの事業の拡充を図るほか、新たに高齢者人材活用及び図書館活動についても補助を行うこととし、生涯教育事業の充実強化を図ることとしております。社会教育活動の充実に資する社会教育指導者の養成、確保につきましては、社会教育主事の給与費の単価の引き上げと社会教育指導員の員数増を行い、指導者層の充実を図ることとしております。

次に、国立の社会教育施設の整備につきましては、まず、国立婦人教育会館の機構、定員の充実と主権事業の拡充を図ることとしております。また、計画的設置を進めております国立少年自然の家につきましては、官城県花山村に国立として第四番目の少年自然の家を設置することとするほか、計画中の他のものにつきましても、引き続き所要の施設費、創設調査等の経費を計上いたしております。

第六は、体育・スポーツの振興に関する経費であります。

国民の体力づくりとスポーツの普及振興につきましては、まず、体育・スポーツ施設の整備を進めるため、体育館、運動場、水泳プール及び野外活動施設並びに学校開放施設について重点的に配意し、これらの施策に要する経費として、昭和五十三年度から公立文教施設整備費としての取り扱いはすることとした学校水泳プールを含め、百三十七億円を計上いたしております。また、スポーツ担当の社会教育主事の給与費補助について、人員の増と単価の引き上げを行い、指導者の養成確保について一層の充実を図ることとしております。さらに、体力づくり推進校の拡充を初め、家庭、

地域における体力づくり推進事業の整備充実を図り、たくましい青少年の育成と、明るく活力ある地域社会の形成に資することとしております。

以上のほか、国際競技における日本人の競技力の向上を図るため、日本体育協会への補助、国民体育大会及び学校体育大会の助成等、各般の施策につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、芸術文化の振興につきましては、地方文化の振興を図るため、移動芸術祭の拡充、地方芸術文化活動費補助の充実、地方文化施設の整備の促進等、各般の施策につきましても、引き続き、所要の経費を計上し、一般国民の文化活動の促進を図ることとしております。

また、芸術家の創作活動等の助成につきましては、新たに、芸術祭主催公演の地方開催、創作特別奨励を行うほか、芸術関係団体補助の増額等、所要の経費を計上し、その充実を図ることとしております。

次に、文化財保護の充実につきましては、国宝、重要文化財等の保存修理、埋蔵文化財調査等の諸施策を充実するため、引き続き、所要の経費を計上するとともに、無形文化財、民俗文化財等の保護にも留意し、その助成を図ることとしております。

また、文化財の公有化を促進するほか、文化財保存施設補助の増額等その整備を進めることとしております。

国立の文化施設の整備につきましては、国立演芸資料館（仮称）を開館する運びとするとともに、国立歴史民俗博物館（仮称）の建設工事を進めるほか、第二国立劇場（仮称）については、基本設計準備等を行うに必要な経費を計上し、設立のため重要な一歩を踏み出すこととしております。また、国立能楽堂（仮称）及び国立文楽劇場（仮称）についても、その設立準備を積極的に推進することとしております。

第八は、教育、學術、文化の國際協力の推進に関する経費であります。

まず、東南アジア諸国との學術國際交流の推進について十分意を用いるほか、これら諸国からの留学生を中心とする留学生事業につきましては、新たに私費留学生からの國費留学生の採用、私費留学生に対する学習奨励費の支給など、特に、私費留学生施策を充実することとしております。また、アジア諸国等発展途上国への協力を中心としたユネスコ事業活動を推進するとともに、國連大学への協力と第二十次南極地域観測を引き続き推進することとしております。

次に、海外子女教育の推進につきましては、新たに公立学校から在外教育施設に派遣される教員に係る経費を交付金として交付し、教員確保の体制を確立するとともに、東京学芸大学に海外子女教育センターを設置し、海外子女教育の充実を図るほか、引き続き、帰国子女受け入れのための私立高等学校の設立について特別の助成を行うなど、帰国子女教育の拡充を図ることとしております。

以上、昭和五十三年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（吉田実君） 以上をもちまして、文教行政の基本施策及び昭和五十三年度文部省関係予算についての説明聴取を終わります。

なお、本件に対する質疑は後日に行いたいと存じます。

○委員長（吉田実君） この際、お諮りいたします。お手元に配付してあります昭和五十三年度文部省所管予算案概要補足説明につきましては、説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することとしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長（吉田実君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十分散会

〔参照〕

昭和五十三年文部省所管予算概要説明の補足

昭和五十三年文部省所管予算について、お手もとにお配りしております「昭和五十三年度予算要求額主要事項別表」により、補足して御説明申し上げます。

まず、事項別表の「一」に、昭和五十三年度予算の総額を表に挙げておきました。

すなわち、一般会計予算額は、三兆六千七百四十億六千六百四十四万四千七百四十円、その増加率は、一・五・二パーセントとなっております。

また、国立学校特別会計予算額は、一兆九百八十二億六千九百九十四万四千七百四十円、その増加率は、一・四・五パーセントとなっております。

一般会計予算額に国立学校特別会計の自己収入等の予算額を加えた文部省所管予算額の純計は、三兆八千八百四十三億九千六百六十四万四千七百四十円、その増加率は、一・五・四パーセントとなっております。

このほか、総理府所管予算に百八十億五千万円の沖縄の文教関係費が計上されており、これを含めると、昭和五十三年度の文教関係予算の総額は、三兆九千二百四十四億四千七百四十円となっております。

なお、一ページには、財政投融資計画の表も掲げておりますが、昭和五十三年度の財政投融資計画中文部省関係は、日本私学振興財団貸付金五百四十八億円と国立学校施設整備費四百四十一億円の合計九百八十九億九千四百四十一円です。

続いて、ページを追って主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、三ページから始まる「初等中等教育の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、義務教育教職員の定数の充実及び給与の改善等」では、給与費等に係る義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金として一兆七千九百九十四億九千九百九十四円を計上しております。

これは、本年度当初予算額に比べ七千七百十九億六千六百四十四万四千七百四十円増加となっております。

その内容の主なものは、義務教育諸学校の教職員定数について、児童・生徒の増加に伴う教職員の増を見込むほか、第四次の教職員定数改善計画を完成させるための教職員定数の増、養護学校及び特殊学級の新増設に伴う増等を合わせて、一万七千六百四十八人の増員に要する経費を計上いたしております。

なお、人材確保法に基づく教員給与の改善に要する経費としては、既に前年度に予算措置したものと同額を計上いたしております。

次に、四ページの「二、教員の現職教育の充実等」では、前年度に引き続き新規採用教員等に対する研修事業を継続拡充するとともに、小・中学校の学習指導要領の改訂に引き続き、本年度は高等学校についてもその改訂が予定されておりますので、その趣旨の徹底を図るため、所要の経費を計上いたしております。

次に、七ページの「三、義務教育諸学校等の教材整備の充実」では、学習指導要領の改訂に対応して、本年度から新教材基準による十年計画に基づき教材の整備を行うこととし、百五十四億三千四百四十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、八ページの「四、義務教育教科書の無償給与及び就学援助の強化」では、昭和五十三年度前期用教科書から購入価格を五・五パーセント引き上げることとして教科書の無償給与費三百五十五億五千九百九十四万四千七百四十円を計上しております。

また、就学援助の強化につきましては、要保護及び準要保護児童生徒に対する援助費の補助単価の引上げ等を図ることとし、二百六十三億二千五百五十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、九ページの「五、幼児教育の普及充実」では、まず、幼稚園就園奨励費について、特に私立幼

稚園の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、保育料等の減額免除の限度額を引き上げることとし、九十億九千九百九十四万四千七百四十円を計上いたしております。

また、公立幼稚園の新増設に係る幼稚園施設整備費につきましても、補助単価を引き上げるとともに、私立幼稚園については事業量の拡大を図ることとし、九十六億八千六百六十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、十三ページの「七、特殊教育の振興」では、昭和五十三年度からの養護学校の義務制実施に備えて、養護学校教育義務制等準備活動の補助に要する経費を引き続き計上するとともに、重度・重複障害児のための訪問指導員及び介助職員に要する経費の拡大、補助単価の引上げを行うこととする等、特殊教育の振興を図るため、二百六十五億九千九百九十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、十七ページの「八、定時制及び通信教育の振興」では、勤労青少年の修学を一層促進するため、修学奨励費等について、その拡充を図るとともに、定時制及び通信制高等学校教育の充実のため、所要の経費を計上いたしております。

次に、十九ページの「九、理科教育及び産業教育の充実」では、高等学校産業教育施設・設備について、引き続き、改訂基準による整備を進めるほか、廃水等処理設備の整備の促進等その充実を図るため、百三十三億五千万九百九十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、二十三ページの「十、英語教育の振興」では、英語担当教員の研修講座の実施、英語指導主事助手の招致等のため、引き続き、所要の経費を計上いたしております。

次に、二十四ページの「十一、へき地教育及び同和教育の振興」では、まず、へき地教育の振興につきましても、引き続き、教員宿舎建築費補助、へき地学校建物整備、スクールバス等購入費補助等の充実を図るため、五十七億九千九百九十四万四千七百四十円を計上し、また、同和教育の振興につきましても、学校教育及び社会教育を通じて、六十六億七千六百六十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、三十ページの「十二、学校給食の整備充実」では、学校給食施設設備につきましても、米飯給食関係施設設備の大幅な拡充を中心に、その充実を図り、昭和五十二年当初予算額に比べて三パーセント増の七十六億三千五百五十四万四千七百四十円を計上いたしております。

次に、三十三ページの「十三、学校保健、学校安全及び公害対策の改善充実」では、新たに、児童・生徒の運動と健康上の問題等について指導助言を行う健康増進相談事業及び歯予防に対する施策を強力に推進するための学校歯科保健推進校の指定につきましても、所要の経費を計上するとともに、学校事故救済制度の改善充実に係る日本学校安全会の災害共済給付の財源として、十八億円を計上いたしております。

次に、三十五ページの「十四、公立文教施設の整備」では、本年度当初予算額に比べて、千二百一十一億五千二百九十九万四千七百四十円を計上いたしております。

その内容としては、まず、校舎等建物の新増設につきましても、事業量は昭和五十二年当初予算額に比べて二四パーセント増の六百九十五万二千九百九十四万四千七百四十円を計上いたしております。

また、危険対策につきましても、その解消を促進するため七〇・二パーセント増の二百九十九万四千七百四十円を計上いたしております。

補足単価では、鉄筋コンクリート造の場合で昭和五十二年当初予算額に比べて六・三パーセントの引き上げを予定いたしております。

また、急増地域の小・中学校校舎新増設事業に対する高率補助（三分の二）制度の継続、小・中学校校舎の補助基準面積の改善、老朽危険校舎等の改築補助基準の緩和等制度の改正を行っております。

なお、昭和五十三年から新たに、この事項の中に学校給食施設、学校水泳プール等の整備費百二十三億九千九百九十四万四千七百四十円を計上いたしております。

さらに、生徒の急増により必要となる高等学校の新増設補助につきましても、事業量の増を重点として、昭和五十二年当初予算額に比べて八十四億四千

百四十四萬の百九十三億二百万円を計上するとともに、児童生徒急増市町村の公立小中学校建設用地取得費補助についても、事業量の増を重点に、昭和五十二年度に比べて六十一億九千九百万円増の三百五十億八千三百万円を計上いたしております。

第二は、三十八ページから始まる「高等教育の整備充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、高等教育改革の推進」では、放送教育開発センターを設置し、放送による大学教育の研究開発を進めるとともに、このセンターの活動を通じて放送大学の創設準備の推進等を行うために必要な経費として、四億九千二百万円を計上いたしております。また、新たに上越教員大学及び兵庫教員大学を創設するほか、鳴門市についてその創設準備を行い、さらに、新高等教育機関設置調査を一所について行うこととしたしております。

長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学につきましては、それぞれ五十三年度からの学生受入れに必要な整備を進めるとし、筑波大学につきましては、大学院の博士課程、修士課程各一研究科の増設等を行うこととしたしております。

四十ページの「二、大学入学者選抜方法の改善」につきましては、昭和五十四年度入学者の選抜から、国立及び公立の大学について、共通第一次学力試験を実施するため、大学入試センターの整備充実及び試験実施のための所要経費のほか、私立大学入試改善調査等に必要経費といたしまして、四十一億七千二百万円を計上いたしております。

次に、同ページの「三、国立大学の整備充実」につきましては、まず、福井・山梨・香川の三医科大学を創設するほか、琉球大学医学部、岡山大学及び長崎大学の歯学部について、その創設準備を進めるとともに、筑波大学に医療技術短期大学部を創設することとしております。また、島根大学及び山口大学の文理学部を改組、信州大学人文学部の改組、広島大学教育学部の改組を行うほか、大学の学科・課程について、八学科、三課程の新

設と十二学科、一課程の改組を行うこととしたしております。

また、大学院の拡充整備につきましては、富山医科薬科大学及び愛知教育大学に新たに大学院を設置することとするほか、八研究科の新設、三十六専攻の新設を行い、また、農水産連合大学院（仮称）の創設準備を行うこととしたしております。

次に、四十六ページの「四、国立学校施設の整備」では、新設医科大学等の施設、筑波研究学園都市施設、既設学部等施設の整備等を含めて、千七百三億五千九百万円を計上し、国立学校施設の整備の推進を図ることとしたしております。

次に、四十八ページの「五、医学教育の拡充」では、前述の医科大学等の創設、医学部・歯学部等の創設準備のほか、滋賀医科大学等の新設医科大学について附属病院の創設又は創設準備を行うこととするなど、既設附属病院についても、救急部の新設・整備、診療科の新設等、その充実を図ることとしたしております。

次に、五十ページの「六、教員養成の改善充実」では、前述の教員大学等の創設、創設準備のほか、国立大学の教員養成学部について、特殊教育特別専攻科の新設、養護教諭、幼稚園教員及び小学校教員を養成する課程等の新設・拡充を図るとともに、附属養護学校三校を新設する等、その充実を図ることとしたしております。

次に、五十二ページの「七、公立大学の助成」では、公立医科大学・看護大学等に対する経常費助成の充実を図るほか、公立大学等の理科教育設備、研究設備等の補助を行うこととしたしております。

次に、五十四ページの「八、学生の厚生補導の充実」では、学生の保健管理及び厚生補導の充実、厚生補導関係団体補助等につきまして、三十九億四千七百万円を計上いたしております。

また、同ページの「九、育英奨学事業の拡充」につきましては、育英資金貸付金について、昭和五十二年度当初予算額に比べて八十億五千八百万

円増の五百一十一億六千八百万円を計上して、日本育英会の学資貸与につき、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学学部に係る一般貸与及び特別貸与の貸与月額の引上げ、高等学校、私立の短期大学及び大学学部に係る特別貸与人員の増員、大学院に係る貸与月額の引上げ及び貸与人員の増員等を行うこととしたしております。

私立大学奨学事業の援助につきましては、資金の融資額について増額を図り、奨学金貸与及び入学一時金の分割納入に係る融資限度額の増額等事業の充実を図ることとしたしております。

第三は、五十九ページから始まる「学術の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、重要基礎研究の推進」では、引き続き、核融合、原子力、加速器科学等エネルギー関連科学の推進、宇宙・地球環境の解明、生命現象の究明に係る研究の推進を図るため、百七十九億五千万円を計上いたしております。

次に、六十一ページの「二、科学研究費等の拡充」では、科学研究費補助金として二百六十五億円を計上いたしております。

次に、同ページの「三、特殊法人日本学術振興会の事業の拡充」では、研究者援助事業、研究者交流事業等従前の補助に加えて、拠点大学方式等による発展途上国との学術国際交流事業の拡充及び特許・学術情報事業の推進などに必要な経費を計上いたしております。

第四は、六十四ページから始まる「私学助成の拡充」に関する経費についてであります。

まず、「一、私立大学等の経常費補助の拡充」では、専任教員等及び専任職員給与の基礎単価の引上げと人員増を行うとともに、専任教員給与、教員経費、学生経費、研究旅費及び厚生補導費について積算率を引き上げるほか、新たに図書館維持・設備費を対象経費に加えることとし、昭和五十二年度当初予算額の千六百五十億円に対して二三・一パーセントに当たる三百七十億円増の千九百七十五億円を計上いたしております。なお、医・歯学部については、この中で、経営の健全化

に資するため、特に教員経費の単価改訂を含め、前年度予算額三百六十八億九千九百万円に対し、百八億三千二百四十四万四千七百七十七億二千八百万円を計上いたしております。

次に、六十五ページの「二、私立高等学校等の経常費助成の拡充」では、幼児・児童・生徒一人当たりの積算単価を引き上げるとともに、新たに過疎地の私立高等学校に対する特別補助等を含め、昭和五十二年度予算額三百億四千万円に対して四六・七パーセントに当たる百四十億四千万円増の四百四十億円を計上いたしております。

次に、六十七ページの「三、私立高等学校の新増設建物の整備」では、事業量の増と補助単価の引上げを行うこととしたしております。

次に、六十八ページの「五、日本私学振興財団の貸付事業の拡充」では、一般会計出資金十五億円、財政投融資資金からの借入金五百四十八億円及び自己調達資金百五十三億円を財源として、私立学校に対し、総額七百十六億円の貸付けを予定いたしております。

次に、七十一ページの「七、私立学校教職員共済組合国庫補助の拡充」では、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の引上げ等長期給付の改善を図ることとし、四十七億三千三百万円を計上いたしております。

第五は、七十二ページから始まる「社会教育の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、公民館、図書館、博物館等社会教育施設の整備」では、地域住民の社会教育活動を促進するため、公民館を中心に、補助館数の増と単価の引上げを行ったほか、新たに県立総合社会教育施設及び公立婦人教育会館を補助対象とすることとし、百十億八千九百万円を計上いたしております。

次に、七十三ページの「二、社会教育指導者の養成・充実」では、社会教育主事給与費補助の補助単価の引上げを行うとともに、社会教育指導員を二百人増員することとしたしております。

次に、七十四ページの「三、生涯教育事業の充

実」では、学習情報・教材提供事業費、青年学級・青年教室及びPTA地域活動等、従来の事業を拡充するほか、高齢者が永年にわたって蓄積した貴重な知識や技能を社会教育における諸活動の指導に活用し、高齢期の生きがいや積極的な高まるための高齢者人材活用及び開かれた図書館を旨とする活動を促進する図書館活動にも助成を行うこととし、二十億六千五百万円を計上いたしております。

次に、七十六ページの「四、社会通信教育の振興」では、社会通信教育の振興を図るため、地方受講者研究会等に要する経費を計上いたしております。

次に、同ページの「五、視聴覚教育の振興」では、従来の国内教材映画の制作に加え、世界地理等外国に関する教材映画の制作を行うとともに、視聴覚ライブラリーの充実を図るため、補助金所数の増を行うこととしたしております。

次に、七十七ページの「七、民間社会教育活動振興費補助」では、日本青年館の改築及び第七回ボイスカウト日本ジャンボリーに対する補助を含め、九億四千万円を計上いたしております。

次に、同ページの「九、国立少年自然の家」では、第四少年自然の家を宮城県花山村に設置するほか、引き続き設置を計画している奈良県、北海道、岡山県その他のものについても、施設整備、創設調査等を行うこととし、二十四億九千六百万円を計上いたしております。

第六は、七十九ページから始まる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、基礎体力づくりとスポーツの普及振興」では、体育施設の整備について一層の普及充実を図るため、体育館、運動場、水泳プール及び野外活動施設並びに学校開放施設の拡充を中心に、総額百三十七億二千万円を計上いたしております。

また、社会教育主事（スポーツ担当）給与費補助については、人員の増と単価の引き上げを行い、指導者の養成確保の充実を図ることとした

ております。

さらに、たくましい青少年の育成と明るく活力ある地域社会の形成に資するため、家庭、学校、地域が一体となった基礎体力づくりを普及推進することとして、体力づくり推進校の拡充をはじめ、基礎体力づくり・スポーツクラブ育成推進事業、学校体育施設開放事業等、地方スポーツの振興を図るとともに、新たに体育・スポーツ功労者による派遣指導を行うこととしたしております。

このほか、学校体育大会、国民体育大会、体育関係団体等の助成についても所要の経費を計上いたしております。

次に、八十三ページの「二、国際競技力の向上」では、オリンピック等における日本選手の競技力向上のため選手強化事業の拡充を図るとともに、国際交流事業として、新たに、国際柔道大会開催、アジア競技大会選手団派遣等についても所要の経費を計上いたしております。

第七は、八十五ページから始まる「芸術文化の振興と文化財保護の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、芸術文化の振興」では、地方文化の振興について、移動芸術祭の公演種目の増、地方芸術文化活動費補助の充実、地方文化施設の整備の促進を図るため、所要の経費を計上いたしております。また、創作活動等の助成につきましても、芸術祭主催公演の大阪開催、特色ある優れた舞台芸術作品の創作奨励を行うほか、民間芸術関係団体の助成等その充実を図ることとしたしております。

次に、八十七ページの「二、文化財保護の充実」では、引き続き、国宝、重要文化財等の保存修理、埋蔵文化財発掘調査等の諸施策の充実を図るとともに、無形文化財、民俗文化財等の保護についても、それぞれ助成を図ることとして、所要の経費を計上いたしております。

このほか、重要文化財等の買上げ、史跡買上げ補助等文化財の公有化を推進し、さらに、地方歴史民俗資料館の整備等、文化財保存施設費補助を

増額することとしたしております。

次に、九十二ページの「三、国立文化施設の整備」では、まず国立演芸資料館（仮称）を昭和五十三年度中に完成し、開館の運びとするともに、国立歴史民俗博物館（仮称）の建設をさらに進めることとしたしております。また、第二国立劇場（仮称）については、基本設計準備費等を計上し、設立のため重要な一歩を踏み出すこととしたしております。また、国立能楽堂（仮称）については、用地取得費等を、国立文楽劇場（仮称）については、基本設計準備費等を計上し、その設立準備を推進することとしたしております。

第八は、九十四ページから始まる「教育、学術、文化の国際協力力の推進」に関する経費についてであります。

まず、「一、国際交流事業の拡充」では、留学生事業の拡充として、国費外国人留学生の受入れ数の増と待遇の改善を行うほか、新たに私費留学生からの国費留学生の採用、私費留学生に対する学習奨励費の支給など、特に私費留学生施策を充実することとしたしております。また、アジア諸国等発展途上国への協力を中心としたユネスコ事業活動を推進するとともに、第二十次南極地域観測事業についても、引き続き、所要の経費を計上いたしております。

次に、九十七ページの「二、海外子女教育の推進」では、新たに、在外教育施設に派遣される教員に係る経費を都道府県に対し交付金として交付し、教員確保の体制を確立するとともに、東京学芸大学に海外子女教育センターを設置し、海外子女教育の充実を図るための所要の経費を計上いたしております。また、帰国子女の受入れを目的とする私立高等学校の設立について、施設費の特別助成を拡充するとともに、国立大学の附属学校についても、帰国子女教育学級を増設することとしたしております。

次に、九十九ページの「三、芸術、スポーツの交流の推進」では、芸術関係団体の国際交流、スポーツの国際交流事業の助成等につき、引き続き

き、所要の経費を計上し、その推進を図ることとしたしております。

最後に、百一ページからの総理府に一括計上されております沖縄に関する経費についてであります。この経費は、沖縄県における教育の振興を図るための施設の整備に必要な経費で、昭和五十二年当初予算額に対して、四十一億八千六百万円増の百八十億五千万円が計上されております。以上で、補足説明を終わります。

一月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願（第一号）

一、教育諸条件整備に関する請願（第二号）

一、学級定員を四十名以下とし教職員の定数増に関する請願（第三号）

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願（第一七号）

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願（第二五号）

一、義務教育諸学校の教科用図書は無償給与存続に関する請願（第三〇号）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第四四号）（第四五号）（第四六号）

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願（第五四号）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第五五号）

一、義務教育諸学校の建設事業費全額国庫負担等に関する請願（第五七号）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第五八号）

一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願（第六一号）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第六四号）（第六六号）

一、学校教育の充実に関する請願（第六七号）

一、教育諸条件整備に関する請願（第六八号）

- (第六九号)(第七〇号)(第七一号)
- 一、公立高校増設に対する大幅国庫補助等に関する請願(第一一四号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二〇号)(第一二二一号)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第一二二二号)
 - 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第一二四号)
 - 一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第一二六号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二七号)(第一二八号)
 - 一、私学に対する財源措置に関する請願(第一四〇号)
 - 一、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与存続に関する請願(第一四三三三)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一四四号)(第一四九号)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第一五〇号)
 - 一、私学に対する財源措置に関する請願(第一五一号)(第一五二二号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一七一七号)
 - 一、学級定員を四十名以下とし教職員の定数増に関する請願(第一七五号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一七六号)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第一八〇号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)
 - 一、私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願(第一八八号)
 - 一、障害者・児の教育の保障に関する請願(第一八九号)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第一九〇号)
 - 一、(第一九一号)(第一九二二号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二〇四号)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第二〇五号)
- 一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第二〇六号)
- 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二二三三)
 - 一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第二二四号)
 - 一、学校施設の整備促進に関する請願(第二二六号)
 - 一、私学に対する助成制度の確立等に関する請願(第二二〇号)(第二二二二二)(第二二三三三)
 - 一、(第二二四四号)(第二二五五号)(第二二六六号)(第二二八八号)(第二二九九号)(第二三〇〇号)
 - 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第二三三三三)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第二四一一号)
 - 一、(第二四三三三)
 - 一、養護教諭全校必置等に関する請願(第二四六六)
 - 一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第二四七号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二四八号)
 - 一、公立義務教育諸学校教職員定数の改善等に関する請願(第二五九九号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二六一一)(第二六二二)(第二六五五)
 - 一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第二六六六)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二六八八)(第二七二二)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第二七三三)
 - 一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第二七五五)(第二七六六)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第二八〇号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第二八一一)(第二八四四)
 - 一、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する請願(第二九七七)
 - 一、大幅な私学助成に関する請願(第二九八八)
- 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三〇六六)(第三〇七七)(第三〇八八)
- 一、学校教育の充実に関する請願(第三〇九号)
 - 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第三二〇号)
 - 一、公立高校増設に対する大幅国庫補助等に関する請願(第三二一一)
 - 一、教育諸条件整備に関する請願(第三二二二)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三二六六)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第三二七七)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三三〇〇)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第三三二二)
 - 一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第三三四四)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三三五五)(第三三六六)
 - 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第三三九九)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三三三〇)(第三三三一一)
 - 一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第三三三二)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三三三三)(第三三八八)
 - 一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第三四〇〇)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三四三三)(第三四七七)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第三四八八)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三五〇〇)(第三五一一)
 - 一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第三五八八)
 - 一、幼稚園教職員給与費国庫負担制度の早期確立に関する請願(第三六一一)
 - 一、高等学校新増設事業に対する国庫補助制度の拡大に関する請願(第三六二二)
- 一、学校災害補償法(仮称)制定促進に関する請願(第三六三三)
- 一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第三六八八)(第三六九九)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三七〇〇)(第三七一一)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第三七五五)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第三七六六)(第三七七七)(第三七八八)
 - 一、(第三八一一)(第三八四四)(第三八五五)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第三九〇号)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四〇〇二)(第四〇七七)(第四〇八八)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第四一一一)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四一五五)(第四二〇〇)(第四二一一)
 - 一、学校教育の充実に関する請願(第四二二二)
 - 一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四二六六)(第四三三三)
- 第一号 昭和五十二年十二月十九日受理
- 義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願
- 請願者 大阪府豊中市新千里東町二ノ四ノD三ノ四〇四 辻村明峻外二万二千八百名
- 紹介議員 白木義一郎君
- 一、地方財政危機打開のための財源措置を行うこと。
- 二、人口急増地域の義務教育諸学校の新増設に対する土地取得、校舎建築に国庫負担の対象範囲及び単価の改善を行うこと。
- 三、幼稚園・保育所の新増設等について国庫補助金制度を改善し、地方自治体の超過負担を完全に解消すること。
- 四、公立高等学校新増設に対する国庫補助を増額し、私立高校生の負担軽減のため大幅な補助拡充を行うこと。
- 五、大阪国際空港騒音公害校園に対する十分な対

策を行うこと。

六、学校給食法を改正し国庫負担とすること。
七、学級編制基準を引き下げ教職員定数の改善を図ること。

八、教科書の公費負担による無償配布の制度を今後も継続実施すること。

理由

豊中市においては、高度経済成長に伴う都市化の波をともに受け、教育人口激増により教育条件の整備充実が大きく地方自治体の財政を圧迫しているが、地方財政危機を理由に子どもたちの教育条件整備拡充をゆるがせにすることはできない。

第二号 昭和五十二年十二月十九日受理

教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府堺市中百舌鳥町五ノ六三四 森野コトメ外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

一、人口急増地域での小・中学校への国の補助率を上げること。
二、公立高校増設のため国庫補助を大幅に増やすこと。
三、私立高校、大学、幼稚園への国の補助金を大幅に増やすこと。
四、一学級当たりの児童・生徒の学級定数を減らし、教職員の定数を増やすこと。

第三号 昭和五十二年十二月十九日受理

学級定員を四十名以下とし教職員の定数増に関する請願

請願者 宮城県仙台市青葉区一ノ二ノ四五宮 城島高等学校教職員組合内 相沢 博外五百名

紹介議員 下田 京子君

学級定員を四十名以下とし、教職員の定数増を図ること。

理由

今の教育は、「教育荒廃」という言葉で言われているように、非行や自殺の増加、基礎学力の低下など、まさに危機的状況にあるといえる。このよう

な中で、生徒たちが生き生きと学び、伸び伸びと育つ学校をつくりだすには、一人一人の教職員が力を合わせ、創意を凝らし、地域や父母の願いにこたえる教育を行うことが求められている。そのようなとき、一人一人の子供に目の届く教育が行われるように、一学級の生徒数を減らし、教職員の定数増を図るべきである。

第一七号 昭和五十二年十二月二十日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願(八通)

請願者 福島県須賀川市仁井田西原四四三 佐藤忠次外一万三千百十一名

紹介議員 野口 忠夫君

私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこたえる明るく豊かな私学の発展を図るため、次の事項の実現を要求する。
一、私学の学費値上げを抑えるため、緊急の財源措置を行うとともに、学費負担の軽減、国・公・私立間の格差の縮小のため、授業料に対する直接的な補助を行うこと。
二、私学の経常費助成五十パーセントの速やかな実現のため、国庫補助の大幅助成の実現を図ること。
三、私学の奨学金の大幅な改善と拡充を図ること。
四、過疎地帯私学に対する大幅な特別助成を行うこと。

理由

不況とインフレの同時進行という異常な経済状態のもとで、学費を重要な財源としている私立学校は、学園財政を含め、その教育・研究は極めて危機的な状況となっている。昭和四十五年の日本私学振興財団法の制定以来今日まで、私学に対する国庫助成は増額されてきたが、政府・文部省が国会で約束した五箇年計画による経常費の二分の一補助は、目標を大幅に下まわっただけでなく、既にその後三年を経過している現在でも、わずかに二十七パーセント程度であり、第七十五回国会で

成立した私学振興助成法も、私学助成の理念、国民の義務づけ、金額などがあいまいになり、著しく国民の期待に反するものである。昭和五十二年私学関係予算に明らかになように、その伸び率は昭和四十五年の財団発足以来最低のものであつて、私学の危機はいつそう深刻になってきている。また、この数年間、授業料、入学金等の学費の大幅値上げが相つぎ、その父母負担は限界をこえ耐えがたいものである。私立学校は公教育の重要な一翼を担っており、私学の教育・研究の諸条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法に示されているように、当然国がその責任を負うべきものである。

第二五号 昭和五十二年十二月二十日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 東京都小平市大沼町二ノ八九一ノ四 佐野孝代外四百名

紹介議員 前島英三郎君

すべての子どもたちに行き届いた幼稚園教育ができるよう、次のように関係予算の大幅な増額と国の施策の改善を図りたい。
一、希望するすべての子どもが利用できるような幼稚園を大量に建設すること。
二、建設費に対する国庫補助を、用地取得も含め実情に見合ったものにすること。
三、幼稚園の施設、設備、運営を父母と子どもの要求に見合うものに改善すること。
四、幼稚園に対する補助を別々に設定するとともに、需要費や設備、遊具等の教育費単位費用を増額すること。
五、一学級の幼児定数を少なくし、教職員の増員を図るなど、設置基準を改善すること。
六、よりよい教育内容をめざし教育労働者の働く条件を改善すること。
七、公立幼稚園の給与を二分の一の国庫負担とし、教員職給料表(三)が完全適用できるように

にすること。

2 私立幼稚園についても人件費を含む大幅な助成を実施すること。
3 労働基準法違反や職業病を無くすよう労働条件の改善を図ること。
四、利用者の高負担を解消し、福祉・教育の社会化を進めること。

当面、父母負担軽減のため入園料、保育料を引き上げないで済むような助成を実現すること。
五、現行施策の不備から父母の自衛手段として生れた無認可の幼児園や幼児教室などに公費助成を行い、施設、設備、運営の改善を図ること。
六、学童保育の完全な制度を確立すること。

1 五十一年度から実施された「児童育成クラブ」の設置・育成事業の予算を増額し、補助対象に施設費と人件費を加えるとともに、人口五万人以下の市町村でも補助を受けられるよう改善すること。
2 自治体で実施している学童保育の実態を調査し、実情にあつた完全な制度の確立を急ぐこと。

七、保育者養成制度の改善・充実を図ること。
1 保育者養成学校の授業内容を保育現場に即したものとし、施設・設備の拡充、専任講師の増員などを改善すること。
2 保育のなかに含まれる教育面を重視し、養成制度を幼児教育の専門家を育成するにふさわしい教育機関として確立すること。

理由

国民の保育要求はますます切実かつ多様なものとなつていくが、幼稚園、学童保育等の数は圧倒的に不足し、国の低い水準と不十分な予算では要求にこたえることができず、父母の自衛対策や地方自治体独自の施策を生み出してきた。ところが、最近の地方財政危機のもとでは福祉見直し論による施策の停止や受益者負担に拍車がかけられている。昨年末、行政管理局が発表した「幼児の保育及び教育に関する行政監察結果に基づく勧告」も国民の要求や自治体行政の実情に即した施策を

発展させるのでなく、実態より立ち遅れた国の低い基準に合わせた安上がり策で済ませる意図に利用されている。

第三〇号 昭和五十二年十二月二十日受理
義務教育諸学校の教科用図書は無償給与存続に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東灘波町三ノ一二ノ二四 岡田敏子外七十二名
紹介議員 渡部 通子君
義務教育諸学校における教科用図書の無償配布制度の存続と拡充を強く要望する。

理由
いま国民に定着した教科書無償配布制度を単に財政難だけを理由にして、見直しを行い、父母に負担を押しつけようとする動きが、政府内部の姿勢に強く現れている。このことは義務教育費の無償化を明確にうたっている憲法の精神に逆行するものであり「せめて教科書代だけでも」という、国民の気持ちと大きくかけ離れている。最近のさまざまな調査で明らかとなり、家計に占める教育費負担は著しく増大している。この現実を直視すれば、むしろ義務教育費の無償化は更に徹底されるべきであり、その後退は断じて許されず、義務教育における教科書の有償化には強く反対する。

第四四号 昭和五十二年十二月二十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 東京都大田区大森西四ノ八ノ一一 葛原賢治外九百七十五名

紹介議員 阿部 憲一君
子どもたちが、安心して教育を受けられるようその権利を保障し、教職員が積極的に教育活動のできる学校教育の実現をめざして、次のような「学校災害補償制度」を一日も早く創設されたい。

一、国及び学校設置者負担による「学校災害補償制度」をつくること。
二、この制度の補償は、当面、義務教育諸学校・幼稚園・保育所・高等学校及び高等専門学校学校の

児童・生徒に対して行うこと。
三、この制度での給付は、医療手当・傷病手当・廃疾年金及び一時金・死亡一時金と葬祭料とすること。
四、この制度は教育活動の特殊性をふまえて、過失・無過失を問わず補償すること。
五、この制度の補償を公正・民主的に運営するための措置を講ずること。
六、災害防止のため学校の安全に必要な条件整備を早急に確立すること。

理由
近年学校における児童・生徒の災害が多発し、災害を受けた子ども及びその家庭の生活は破壊され、このまま放置できない深刻な社会問題となっている。その災害件数は、死亡・廃疾・負傷・疾病等年間百万件を超えるといわれ、交通事故による一般の事故死傷者数約六十二万四千件をはるかに上回り、年々増加の傾向にある。これに對して、国及び地方自治体は、学校災害を補償する義務があるにもかかわらず、それを怠り、学校安全会の救済制度に頼っている。学校安全会は、件数の増加と給付額の増大のため、わずか十六年間で二十円が三百円となり十五倍にも及ぶ掛金の値上げとなっており、父母負担は増加の一途をたどっている。更にこの救済制度では補償が不十分であるため、幾多の訴訟事件が発生し、教育現場における子どもと教職員相互の信頼にき裂を生じ、克服しなければならぬ教育上の大問題となつてきている。

第四五号 昭和五十二年十二月二十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩八ノ六ノ一一 関根良平外二千二百二十九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四六号 昭和五十二年十二月二十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田七ノ三四ノ一 村田末太外千六百二十四名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五四号 昭和五十二年十二月二十日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願
請願者 広島県安芸郡戸町七、七三七 中田光春外九百九十九名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五五号 昭和五十二年十二月二十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 高知県香美郡香我美町岸本 門脇 若夫外九百四十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五七号 昭和五十二年十二月二十一日受理
義務教育諸学校の建設事業費全額国庫負担等に関する請願
請願者 大阪府高槻市大和二ノ五ノ一九 小竹良三外九百九十九名
紹介議員 市川 正一君

一、義務教育諸学校（小・中学校）の建設事業費（用地取得費及び建築費）を全額国庫負担とする。当面、人口急増都市への特例措置の期間延長をすること。また現行制度から生ずる超過負担の全面解消を図ること。
二、保育所の建設費及び運営費を全額国庫負担とすること。当面、現行制度から生ずる超過負担の全面解消を図ること。
三、公立高校建設に必要な事業費（用地取得費及び建築費）の国庫補助を大幅に増やすこと。
四、義務教育諸学校の建設に必要な事業費（用地取得費及び建築費）の過去の繰越債の政府資金への借換え制度を確立すること。当面、繰越資金への利子補給制度を確立すること。

理由

高槻市のような人口急増都市においては、地域住民の福祉と教育を守るために必要な義務教育施設、保育所、幼稚園などの建設事業が増大し、「三割自治」といわれる極めて弱い財政基盤のもとで、市の財政は大きく圧迫されている。昭和五十一年度において起債制限を受けるという非常事態の中で、昭和五十二年においては一定の改善措置はなされたものの、昭和五十三年以降は同じ状態が続くことは明らかであるので、今日の地方財政制度の実態に即した抜本的な改革を行い、市民の福祉と教育を守ることが必要である。

第五八号 昭和五十二年十二月二十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 横浜市金沢区金沢三、四三五 永島幸子外九百三十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六一号 昭和五十二年十二月二十一日受理
私学の学費値上げ抑制等に関する請願
請願者 宮城県仙台市高松三ノ六ノ一七 加藤節子外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君

私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこたえる明るく豊かな私学の発展を図るため、次の事項の実現を要求する。
一、学費値上げを抑えるため、及び、私学の経常費の二分の一助成の速やかな実現のため、国庫補助の大幅増額を図ること。
二、父母負担の軽減と国公立間の学費格差の縮小のため、授業料に対する直接補助を行うとともに奨学金制度の拡充を図ること。
三、私立高以下に対する経常費助成の抜本的増額を図るとともに過疎地帯の私学に対する特別助成を行い、利子補給、長期低利の融資などの措置をとること。
四、国公立学校との格差解消に必要な教職員定員

増と施設設備の充実のための助成を図ること。

理由

不況とインフレの同時進行という異常な経済状態のもとで、学費を重要な財源としている私立学校は、学園財政を含め、その教育・研究は極めて危機的な状況となっている。昭和四十五年の日本私学振興財団法の制定以来今日まで、私学に対する国庫助成は増額されてきたが、政府・文部省が国会で約束した五箇年計画による経常費の二分の一補助は、目標を大幅に下まわつただけでなく、既にその後三年を経過している現在でも、わずかに二十七パーセント程度であり、第七十五回国会で成立した私学振興助成法も、私学助成の理念、国の義務づけ、金額などがあいまいになり、著しく国民の期待に反するものである。また、この数年間、授業料、入学金等の学費の大幅値上げが相つぎ、その父母負担は限界を超え耐えがたいものである。私立学校は公教育の重要な一翼を担っており、私学の教育・研究の諸条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法に示されているように、当然国がその責任を負うべきものである。

第六四号 昭和五十二年十二月二十一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県平塚市立野町五ノ五 深田 一元外九百七名

紹介議員 柳澤 鎌造君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六六号 昭和五十二年十二月二十一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口二、五四六ノ五 西野清太郎外千九百九十九名

紹介議員 橋山 篤君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六七号 昭和五十二年十二月二十一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町二、二五四 諸願者

ノ一四 岡部志津子外七百四十五名

紹介議員 白木義一郎君

一、教職員増員
現行教職員定数法による実施計画の遅れをとりもどして、予定どおり五十三年度に完結させるとともに、五十四年度からは新たに定数法の抜本的改正を実施すること。

二、高校増設と私学助成

高校新増設及び私学助成のための国庫補助を大幅に増やして、地方自治体や父母・住民の負担を軽くすること。

三、定時制生徒への援助

定時制生徒への修学奨励費打ち切りなどをせず、就学保障のための積極的な措置を講ずること。

理由

いま高校への進学率は九十三パーセントに達し、希望するすべての子どもたちにとつかりとした高校教育を保障することは、国民の急務となつていゝ。しかし教育の現状をみると、学力の遅れや非行・自殺の増大など、見すごすことのできない問題が多い。これらの荒廃現象をなくし、未来を担う子どもたちの健全な成長のために学校教育の充実を図ることは、現下の緊急事である。

第六八号 昭和五十二年十二月二十一日受理

教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府八尾市恩智四九九ノ一 秋岡弘外二万三千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九号 昭和五十二年十二月二十一日受理

教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府堺市旭ヶ丘南町四ノ六三 但見武外二万三千九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇号 昭和五十二年十二月二十一日受理

教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府住吉区和田町四ノ九ノ一 田中成一外二万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一号 昭和五十二年十二月二十一日受理

教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府岸和田市土生町一、三〇〇 平沢裕外二万三千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二号 昭和五十二年十二月二十一日受理

公立高校増設に対する大幅国庫補助等に関する請願

請願者 大阪府門真市古川町三ノ一二 中田昇外四百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

一、公立高校増設のため、国庫補助を大幅に増やすこと。

二、私立高校、大学、幼稚園への国の補助金を大幅に増やし、私立学校の学費を下げるようにすること。

三、人口急増地域での小中学校への国の補助率を上げること。

第七三号 昭和五十二年十二月二十二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 横浜市中区鶴山三七 青木喬外四百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七四号 昭和五十二年十二月二十二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市上町一、一六四 諸願者

加藤喜之外四千二百二十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七五号 昭和五十二年十二月二十二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市下佐野町九一六 堀口和利外七百十七名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七六号 昭和五十二年十二月二十二日受理

義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市二葉町一ノ一九ノ一 八 中井博彦外七千九百九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七七号 昭和五十二年十二月二十三日受理

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市青葉区一ノ八ノ六 藤本良夫外千九百八十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第七八号 昭和五十二年十二月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 大阪府生野区林寺五ノ一ノ八 橋田弘外三千六百名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七九号 昭和五十二年十二月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 大阪府東住吉区矢田部中通一ノ一ノ三四ノ六〇一 中得寛外三千四百十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四〇号 昭和五十二年十二月二十三日受理
私学に対する財源措置に関する請願
請願者 京都市西京区川島尻堀町三八ノ九
北川政次外二万名

紹介議員 植木 光教君

今日の私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこたえる真に明るく豊かな私学の発展を図るため、当面緊急に次の事項の実現を図りたい。

一、私学の学費値上げを抑えるために、緊急の財源措置を行うこと。

二、学費負担の軽減、国・公・私立間の格差の縮小のため、授業料等に対する直接の国庫補助を行うこと。

三、私学の経常費助成五十パーセントの速やかな実現のため、国庫補助の大幅増額を図ること。

四、私学の奨学金の大幅な改善と拡充を図ること。

五、過疎地域の私学に対する大幅な特別助成を行うこと。

六、働きつつ学ぶ青年のために国立大学の夜間部を新・増設し、夜間部を設置する私立大学に対する特別助成措置をとること。併せて勤労学生に特別の補助措置を講ずること。

七、「私学振興助成法」の民主的改正を行うこと。補助金の配分を公正・民主的にを行い、配分規程と配分結果を公開すること。

理由

不況とインフレの同時進行という異常な経済状態のもとで、学費を主要な財源としている私立学校は、学園財政を含め、その教育・研究は極めて危機的な状況となつてゐる。昭和四十五年の日本私学振興財団法の制定以来、今日まで、私学に対する国庫助成は一定の増額がされてきた。しかし、政府・文部省が国会で約束した、五箇年計画による経常費の五十パーセントは、目標を大幅に下回つただけでなく、既にその後三年を経過している現在でも、わずかに二十七パーセント程度でしか

ない。昭和五十年の第七十五回国会で成立した私学振興助成法も、私学助成の理念、国の義務付け、金額などがあいまいにされ著しく国民の期待に反するものとなつてゐる。こうした状況のもとで、私学の危機は一層深刻になつてきてゐる。この数年間、私学の授業料、入学金等の学費の大幅値上げが相次ぎ、そのため、入試に合格しながら、入学金を払えずに自殺する者も出るという悲惨な事態も生まれてゐる。今日の私学の父母負担は既にその限界をこえ、正に耐えがたいものとなつてゐる。私立学校はいまでもなく公教育の重要な一翼を担つてゐる。私学の教育・研究の諸条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法にも示されてゐるように、当然、国がその責任を負うべきものである。

第一四三号 昭和五十二年十二月二十三日受理
義務教育諸学校の教科用図書は無償給与存続に関する請願(二通)
請願者 長野県飯田市下久堅甲九〇三ノ一
一片桐芳朗外三千六百六十八名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一四四号 昭和五十二年十二月二十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 大阪府三島郡島本町広瀬四ノ五八
二ノ一五 野中敏光外二千四百三十三名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九号 昭和五十二年十二月二十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 東京都武蔵野市桜堤二ノ一四ノ一
五 下田好男外千八百六十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五〇号 昭和五十二年十二月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願
請願者 滋賀県彦根市平田町一〇五ノ二
前田高司外千八百十八名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五一号 昭和五十二年十二月二十三日受理
私学に対する財源措置に関する請願
請願者 京都府福知山市東堀 永田健治外
二万九千五百二十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第一五二号 昭和五十二年十二月二十三日受理
私学に対する財源措置に関する請願
請願者 京都市山科区大宅山田町三四 浅
尾典子外二万三千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第一七一号 昭和五十二年十二月二十四日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 高知市仁井田四、四三二 熊沢毅
外八百一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一七五号 昭和五十二年十二月二十四日受理
学級定員を四十名以下とし教職員の数増に関する請願
請願者 宮城県石巻市蛇田沖五六 渡辺清
策外千二百三十六名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七六号 昭和五十二年十二月二十四日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 大阪府摂津市正雀四ノ四ノ三二
平原登美子外四千四百名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八五号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 大阪府枚方市北中振三ノ二四ノ一
一 松下正行外千六百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八六号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(二通)
請願者 大阪府吹田市竹谷町二九ノ七 島
田政勝外五千六百名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八七号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 石川県金沢市本多町二ノ八ノ二四
鈴木郁代外千四百五十七名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八八号 昭和五十二年十二月二十六日受理
私立大学の学費値上げ抑制等に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市成美町一ノ三 森
本典善外五百五十五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八〇号 昭和五十二年十二月二十四日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県茅野市金沢八五三 小池和
良外二千六百九十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八五号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 大阪府枚方市北中振三ノ二四ノ一
一 松下正行外千六百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八六号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(二通)
請願者 大阪府吹田市竹谷町二九ノ七 島
田政勝外五千六百名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一八七号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 石川県金沢市本多町二ノ八ノ二四
鈴木郁代外千四百五十七名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

紹介議員 小巻 敏雄君

教育基本法制定三十年に当たり、「教育の機会均等」「国民の教育を受ける権利」と、勉学と生活を

守るために、次の事項を要求するとともに、文部省が全学連の道理ある交渉要求に直ちに応ずることを要求する。

一、私立大学の学費値上げを抑えるための特別助成措置（緊急補助・授業料補助等）をとること。私立大学の教育、研究と経営の危機を打開するために、国庫助成を大幅に増額し、公正で民主的な配分を行うこと。公立大学の教育、研究費に対する国庫助成を大幅に増やすこと。

二、五十三年度国立大学学費値上げを行わないこと。（学部別格差付値上げ及び「物価スライド制」導入は行わないこと）また、国立大学学費の改定は国会の議決によつて行うようにすること。

三、大学の教育、研究条件と、学生の生活条件を改善するために、文教予算の大幅な増額を行うこと。

1 国立大学の校費（教育、研究費）を大幅に増額するとともに教育、研究に必要な教職員を増員を行うこと。

2 奨学金の額を増やすとともに、適用のわくを拡げること。返済期限の短縮、利子付返済、返済免除廃止等の返済条件の改悪は行わないこと。

3 新寮、学生会館、厚生会館等の建設のための施設、設備予算を増額すること。

四、国鉄の二年連続大幅運賃値上げ、及び運賃法定制の撤廃、学生割引廃止の動きを直ちにやめること。

なお、政府は義務教育教科書有料化もねらつてゐるが、この策動を直ちにやめるよう強く要求する。

第一八九号 昭和五十二年十二月二十六日受理

請願者 障害者・児の教育の保障に関する請願
東京都港区白金一ノ七ノ八障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会内 吉本哲夫外千二百四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
障害者・児の教育をすすめるため、次の事項の実現を図りたい。

一、障害児の保育と教育をすすめるために、障害児学校に幼稚園を設置することはもちろん、幼稚園、保育園にも入れるように条件を作ること。

二、過労児も含む就学義務の猶予、免除をなくし、希望者全員の就学を保障すること。そのために必要な障害児学校、学級を増設し、寄宿舎も教育の場として設置すること。また、高等部を設置すること。

三、通学、遠足、修学旅行などの父母付添費をはじめ父母負担を軽くすること。

四、教職員を大幅に増員し、賃金、労働条件を改善すること。また、私立学校にも公立並みに補助すること。

第一九〇号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道帯広市西七条南四ノ八
清野泰雄外三千八百二十一
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一九一号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山市岡山町二 藤田安都子外
二千八百四十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一九二号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡本之木町田居 横井
正吾外二千八百三十二名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二〇四号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 和歌山市木広町五ノ四ノ二 中原
真知子外四百六十五名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二〇五号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原町上地 大塚
隆之外三千八百五十七名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二〇六号 昭和五十二年十二月二十六日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 三重県上野市忍町二、五二四 川
本亮助外二百九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二一三三号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 三重県津市御音寺町東浦三九五ノ
一〇 縣広外七百七十名
紹介議員 町村 金吾君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二一四号 昭和五十二年十二月二十六日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 大分市坂ノ市浜中七九三ノ一九
土井正美外三千二百七十九名
紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一六号 昭和五十二年十二月二十六日受理
学校施設の整備促進に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新瀉
県議会議長 川室道隆
紹介議員 長谷川 信君
文教施設の積極的整備を図り、わが国教育水準向上のため、次の事項について措置するよう強く要望する。

一、危険校舎等建物改築について補助わくの大拡充を図ること。
二、豪雪地帯における危険校舎等建物の耐力度点数を引き上げること。
三、高等学校の新増築等について補助対象範囲の拡大を図ること。
四、高等学校整備債等地方債の拡大と元利償還金についても、特別の財源措置を講ずること。

理由
学校施設の整備については国においても、補助率の改正など種々施策を講じているが、最近における学校用地取得費の増大と建設費の増高等により、その実現は困難な状況となつており、かつ、地方自治体の財政を著しく圧迫している。特に本県は、全国屈指の学校数を有しているばかりでなく、危険建物が多く、加えて豪雪地帯は出かせぎと過疎のため、除雪労働力の確保が困難な現状から、早急に建物の耐雪化等を図る必要がある。

第二二〇号 昭和五十二年十二月二十六日受理
私学に対する助成制度の確立等に関する請願

請願者 山口県下関市貴船町三ノ一〇ノ四
〇 山本昌次郎外一万五千九百九十名
紹介議員 江藤 智君
私学の危機と諸困難を打開し、且つ、私学の発展を図るため、当面、次の事項を速やかに実現するよう強く要請する。

一、学費値上げを抑えるための財源措置と、私学の経常費の二分の一補助を直ちに実施すること。
二、父母負担軽減のため授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。また、私学に学ぶ学生・生徒に対する奨学金を大幅に拡充すること。

三、過疎などの理由による極端な財政困難校に対し、特別な助成および利子補給、長期低利の融資などの措置をとること。

四、「私学振興助成法」を改正し、抜本的、且つ、民主的な私学助成制度を確立すること。

理由

現在、わが国の私立学校には大学生の八割、高校生は三割、幼稚園児の八割が学んでいる。ところが私立学校の学費は、国公立のそれと比べて数倍も高く、国民の間から社会的公正の正の音がよく叫ばれている。五十年に制定された私学振興助成法は、私学助成についての理念や国の義務付け、金額などがあいまであり、逆に私学の自主性に対する統制・支配を強化するものとなっており、私たちの期待から著しくはずれたものとなっている。進行するインフレの下でこの数年間、私学の学費は値上げされるばかりで、もはや父母負担の限界にきていることは明らかで、もし来年以降も学費値上げが進行するとすれば、由々しい社会問題を引き起こしかねない事態となっている。私立学校は、いうまでもなく公教育の重要な一翼をになつており、私学の教育・研究の諸条件の整備拡充は、教育基本法に示されているように、当然国がその責任を負うべきものである。

第二二二号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山市小雑賀八七 佐藤美子外
三千五百二十三名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二三号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長崎市滑石町五ノ一三ノ二四 岡
田貴美子外七千三百七十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二四号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道富良野市北の峰町四ノ七〇
木野真由美外三千八百七十八名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二五号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 富山県富岡町六六ノ二三 山田豊
治外四千二百六名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二六号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 山口県光市室積大町住宅二区一七
小林英美外三千八十一名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二八号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町浦免 七森茂
外七千五百三十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二二九号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 富山県水見市比美町六ノ一六 林
幸子外三千八百三十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二三〇号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県飯田市松尾二七二ノ一八
木良米外二千四百四十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二三九号 昭和五十二年十二月二十七日受理

義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚四ノ一〇ノ一
四 水田欽博外一万九千九百七十九
名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四一号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市朝倉町三ノ一ノ六
井上伊津子外二千二百七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二四三三号 昭和五十二年十二月二十七日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県岡田町七九 中沢直治外二
千八百三十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二四六号 昭和五十三年一月九日受理

養護教諭全校配置等に関する請願

請願者 北海道夕張市千代田一 平田秀二
外八百九十三名

紹介議員 粕谷 照美君

一、養護教諭を全校に配置すること。

1 小学校・中学校の全校配置に向けて、学校
教育法第五十條を撤廃し、有資格者の配置を
もつて早期に解決すること。

2 高等学校に養護教諭を全校配置とするた
め、同法第五十條の基本条項に「置かねばな
らない職員」として位置づけること。

二、養護教諭の養成方を速やかに確立し、養成

期間の新増設を行うこと。

1 各都道府県の国・公立大学に最低一箇所の
四年制養成機関を設置すること。

2 国立養成所の充実改善を図ること。

理由

昭和二十二年、学校教育法第二十八條に、学校を構成する教職員の一人として、子どもの健康を守る専門職である養護教諭の配置が示されているが、今日に至るまでその充足は遅々として進んでいない。養護教諭のいない学校では、子どもの健康問題は、教育の片すみに追いやられがちで、健康教育が十分であるばかりか生命の危険にさらされている。加えて、公害による健康障害、過疎による生活較差等による健康差や精神障害等、著しく増加している。更に、児童、生徒数の多い大規模学校や、教員兼務等労働過重が余儀なくされている中では、子ども一人ひとりの健康を守ることはおろか、養護教諭自身、健康をええりみず毎日の保健事務や行事に追われているというのが実態である。また、養護教諭の全校配置を要求しても養成期間不足のため養護教諭がたりない。このことについては数年来にわたる私たちの運動にもかかわらず、国の設立計画は遅々として進まず、定数法改正が行われても有資格者で補うことができず、いたすらに無資格者による「養護助教諭・看護婦」等の配置を助長している現状である。

第二四七号 昭和五十三年一月九日受理

私学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 宮城県仙台市鉤取金剛沢前五三ノ
一〇 庄子誠一外千名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第二四八号 昭和五十三年一月九日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 静岡県駿東郡長泉町中土狩五七一
土屋君恵外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二五九号 昭和五十三年一月九日受理
公立義務教育諸学校教職員定数の改善等に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議長 増田英夫

紹介議員 三善 信二君
公立義務教育諸学校の教職員定数の改善等について、次の事項の実現を図りたい。
一、教職員定数第四次五箇年計画を完全に実施すること。
二、同和地区を有する学校における学級編制基準の緩和並びに同和教育推進教員の増員を図ること。
三、養護教諭及び事務職員を増員すること。
四、複式学級の学級編制基準を緩和すること。

理由
公立義務教育諸学校の教職員定数については、第四次五箇年計画により大幅な改善がなされたところであるが、五十一年度国の財政事情の悪化により定数改善が繰り延べられたことに併い、人事の円滑化、教職員の新規採用等、教育行政に要請すべき事態を迎えている。また、同和地区を多く抱えている本県においては、同和地区を有する学校の児童生徒の学力の向上、同和教育振興のための特別の措置を速やかに講ずる必要がある。更に、過疎化が著しく、児童生徒の急激な減少に悩んでおり、複式学級の増加は、過疎地域の児童生徒の学力の低下を招くばかりでなく、学校教育水準の維持向上に重大な支障を来すことも予想される。

第二六一号 昭和五十三年一月九日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 静岡県富士市広見東本町四ノ二〇
頼尾せつ子外千七名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二六二号 昭和五十三年一月十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 静岡県富士市大宮町二四ノ二
中野弘外四百九十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二六五号 昭和五十三年一月十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 名古屋守山区小幡北山二、七六
一ノ三三八 大嶋すゞ子外三千七百七十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二六六号 昭和五十三年一月十日受理
私学の学費値上げ抑制等に関する請願
請願者 宮城県桃生郡鳴瀬町牛網下江戸原
一三二 皆川貞一外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二六八号 昭和五十三年一月十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 茨城県水戸市元吉田町一、六三三
ノ一 田中アキ外八十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二七二号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（四通）
請願者 横浜市鶴見区馬場一ノ四ノ一六
佐野義縁外七百十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二七三号 昭和五十三年一月十二日受理
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

学校教育の充実に関する請願（二通）

請願者 北海道中川郡本別町栄町七〇ノ二
桜井仁外二百六十四名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二七五号 昭和五十三年一月十二日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願（十四通）
請願者 広島県豊田郡木江町沖浦 川口泰
子外十三万五千七百七十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七六号 昭和五十三年一月十二日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願（七通）
請願者 広島県山県郡千代田町王生 国友
守登外六万九千九百九十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二八〇号 昭和五十三年一月十二日受理
学校教育の充実に関する請願（二通）
請願者 北海道網走郡津別町共和二五ノ一
一 茂呂竹秀雄外二百二十五名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二八一号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（三通）
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町竜地二、一
五ノ一八 中込英三外五百五十九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二八四号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（五通）
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

請願者 愛知県春日市天神町三ノ八八 田
原克彦外一万三千二百八十四名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二九七号 昭和五十三年一月十二日受理
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛
媛県議会議長 赤松泰
紹介議員 松垣徳太郎君
現行の教科用図書の無償給付制度を存続するよう強く要望する。

理由
教育の機会均等及び義務教育の無償は国民が、そのより一層の充実を期待しているところである。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置は、父母の教育費負担を軽減し、教育の機会均等と教育水準の向上等義務教育の充実に必要な役割りを果たしており、また、最近における教育費負担の増高が家計に及ぼす影響も極めて大であるところから、この制度の拡充が望まれる。

第二九八号 昭和五十三年一月十二日受理
大幅な私学助成に関する請願
請願者 大阪府堺市庭代台二ノ一〇ノ七
三〇五 沢田明外二千九百九十九名
紹介議員 片山 基市君
私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこたえる真に明るく豊かな私学の発展を図るために、当面、緊急切実な課題として、次の事項の速やかな実現を強く要求する。
一、学費値上げを抑えるための緊急の財源措置と、私学の経常費の二分の一補助を速やかに実施すること。
二、父母負担軽減のため、授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。また、私学に学ぶ学生・生徒に対する奨学金を大幅に拡充すること。

三、私学の施設・設備費の補助及び長期低利の融資を行うこと。

四、過疎などの理由による極端な財政困難に対し、特別な助成及び利子補給、長期低利の融資などの措置をとること。

理由

不況とインフレの同時進行という異常な経済状態のもとで、学費を主要な財源としている私立学校では、学園財政を含め、その教育・研究は極めて危機的な状況となつてゐる。また、この数年間、私学の授業料、入学金等の学費の大幅値上げが相次ぎ、そのため入学試験に合格しながら、入学金を払えずに自殺する者が出るという悲惨な事態も生まれてゐる。私立学校は、いふまでもなく公教育の重要な一翼をになつてゐる。私学の教育・研究の諸条件の整備、拡充は、憲法・教育基本法にも示されてゐるよう、当然、国がその責任を負うべきものである。

第三〇六号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町一宿 佐竹良作外六百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三〇七号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊川市八幡町大宝山一〇ノ七七 沢田伸行外四百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三〇八号 昭和五十三年一月十二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩間町吉岡一九一ノ一四 伊藤信外五百五十七名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三〇九号 昭和五十三年一月十二日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道名寄市西三条南四丁目池野方 鈴木恵美子外三百四十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一〇号 昭和五十三年一月十二日受理
義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願(四通)

請願者 大阪府豊中市本町六ノ三ノ二七 南広嶺外四千二百三十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一一号 昭和五十三年一月十二日受理
公立高校増設に対する大幅国庫補助等に関する請願

請願者 大阪府堺市日置荘西町一六三 北川留吉外四百八十三名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第三一二号 昭和五十三年一月十二日受理
教育諸条件整備に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫里二ノ一〇ノ一 八 大田邦夫外九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一六号 昭和五十三年一月十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(二通)

請願者 神奈川県小田原市前川五三三 大曾根実雄外二百八十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三一七号 昭和五十三年一月十三日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道苫前郡苫前町古丹別 伊藤達雄外二百三十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三二〇号 昭和五十三年一月十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町海老沢四七ノ一八 小林忠男外五百五十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三二二号 昭和五十三年一月十三日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道士別市東六条北二丁目 石井勝外三千二百六十六名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三二四号 昭和五十三年一月十三日受理
私学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘四ノ一二ノ二 三 池上雄作外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第三二五号 昭和五十三年一月十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町友国四七 藤浦治志外八百八十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三二六号 昭和五十三年一月十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊田市広久手町二ノ三九ノ二 鈴木喜市外百九十五名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三二九号 昭和五十三年一月十三日受理
義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願(六通)

請願者 大阪府豊中市曾根東町三ノ六ノ一 八 渡辺昭男外一万六百八十三名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三〇号 昭和五十三年一月十四日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県刈谷市西境町古井一三ノ一ノ一七八 杉浦正孝外百九十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三三二号 昭和五十三年一月十四日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県安城市新田町新田畑五九ノ一 小原勝外八百八十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三三三二号 昭和五十三年一月十四日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願(十通)

請願者 福島市南矢野目越前一九ノ四 佐久間勝栄外一万三千五百名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三三五号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(六通)

請願者 横浜市港南区下永谷町一、三五二 小林仁外八十九名

紹介議員 高杉 純忠君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三三八号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（六通）
請願者 愛知県豊橋市西岩田二ノ七ノ一
山田彰純外千二百五名
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三四〇号 昭和五十三年一月十七日受理
私学の学費値上げ抑制等に関する請願
請願者 宮城県仙台市長町越路一九ノ五四
二 中村昭子外六百五十九名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三四三号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）
請願者 神奈川県鎌倉市材木座六ノ三ノ五
長沼キヨ子外二百八十九名
紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三四七号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 神奈川県小田原市早川八五三
藤澤明外四百三十九名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三四八号 昭和五十三年一月十七日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 北海道網走郡美幌町西二条南二ノ
一ノ一七 嵯峨保治外二百二十四
名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三五〇号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 愛知県碧南市石橋町四ノ六九
木勇外二百七十八名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三五一号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 茨城県土浦市天川町四区六班
村 松陽子外七十七名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三五八号 昭和五十三年一月十七日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願
請願者 広島県府中市府川町三七六ノ六
吉岡和美外九千九百九十九名
紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三六一号 昭和五十三年一月十七日受理
幼稚園教職員給与費国庫負担制度の早期確立に
関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会議員 中嶋弘
紹介議員 木村 睦男君

公立幼稚園教職員給与費国庫負担制度の早期確立
を図るとともに、当面、地方交付税制度を考慮に
即するよう改善されたい。

理由

幼児教育が義務教育化されつつある現在、地域住
民の幼稚園に対する要請はますます強くなつてい
る。こうした要請にこたえるため、本県の市町村
は多数の幼稚園を設置し、幼児教育の振興に努力
しているが、いわゆるオイル・ショック以降の給
与費の増高は、市町村財政に多大の影響を与え、
幼児教育拡充の大きな障害となつてゐる。

第三六二号 昭和五十三年一月十七日受理
高等学校新増設事業に対する国庫補助制度の拡大
に関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会議員 中嶋弘
紹介議員 加藤 武徳君

近年、後期中等教育としての高等学校の普及拡大
が目覚ましく、岡山県においても進学率の上昇や
都市部における生徒急増に伴い、高等学校の新増
設が緊急の課題となつてゐる。しかしながら、こ
れには多額の経費を要するため、高等学校新増設
事業に対する国庫補助制度を拡大するとともに予
算を大幅に増額されたい。

第三六三号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害補償法（仮称）制定促進に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議
会議員 池田善治
紹介議員 鈴木 省吾君

学校管理下における児童・生徒の学校災害事故被
災者に対する補償の万全と教育条件の整備を図る
ため、無過失責任補償を基本とした学校災害補償
法（仮称）を早急に制定するよう強く要望する。

理由

最近、学校管理下における児童・生徒の学校災害
事故が増加の一途をたどり、大きな社会問題とな
つてゐる。現在、これらの事故に対する救済制度
としては、日本学校安全会法及び国家賠償法があ
るが、被災者とその家族の経済的、精神的負担に
は計りしれないものがあり、更には、教師に対す
る過失責任の追及が、教育意欲に悪影響を及ぼす
に至つてゐるなど十分な救済措置とは言ひ難い。

第三六八号 昭和五十三年一月十七日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する
請願（七通）
請願者 岡山県吉備郡真備町箭田一、〇一
七ノ二 小川集外六千九百九十九
名

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

紹介議員 木村 睦男君

私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこた
える民主的で明るく教育内容豊かな私学の発展を
図るために、当面緊急切実な課題として、次の事
項の速やかな実現を強く要求する。

一、千九百七十八年度の学費値上げをしなくてす
む大幅な私学助成を行い、当面、私学の経常費
の二分の一の補助を直ちに実施すること。
二、父母負担軽減のために、授業料など学費に対
する直接助成を行うとともに、私学の学生・生
徒に対する奨学金を大幅に拡充すること。
三、過疎などによる極端な財政困難校に対して特
別助成・利子補給・長期低利の融資などの措置
をとること。
四、助成を通じて私学に対する監督・統制の強化
をやめ、補助金の配分は公正・民主的に行うこ
と。

五、地方財政の危機を打開し、地方財政の確立を
図るため、国は緊急に財政的措置を行うこと。

第三六九号 昭和五十三年一月十七日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する
請願
請願者 岡山県笠岡市富岡一九〇 国政茂
子外七千名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第三七〇号 昭和五十三年一月十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 東京都杉並区上井草二ノ三四ノ九
小倉義文外二千七百九名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三七一号 昭和五十三年一月十八日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 名古屋市中千種区東山通三ノ二八
名

水野隆夫外八十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三七五号 昭和五十三年一月十八日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市錦町二ノ三ノ二三 坂本和子外四十一名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三七六号 昭和五十三年一月十八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚町 宮川誠外百四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三七七号 昭和五十三年一月十八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町萩原大道通一五 判治和征外二百五十三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三七八号 昭和五十三年一月十八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊田市平戸橋町栄三七 夏目幸雄外百五十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三八一号 昭和五十三年一月十八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（八通）

請願者 愛知県東加茂郡旭町有間宇内戸 原田保雄外千三百七十八名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三八四号 昭和五十三年一月十九日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市武田一ノ四ノ三五 弦間とみ子外百十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三八五号 昭和五十三年一月十九日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（七通）

請願者 茨城県鹿島郡鉾田町安房高野前 多崎久子外八百八十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第三九〇号 昭和五十三年一月十九日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市上小島町三〇六 外山嘉男外三十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四〇二号 昭和五十三年一月十九日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町舟見一、二七五 大倉国松外五百二十名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四〇七号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県水橋町開発一〇三 高田クニ外百三十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四〇八号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市愛宕町七八 河西定良外百七十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四一四号 昭和五十三年一月二十日受理

学校教育の充実に関する請願（二通）

請願者 北海道稚内市栄一ノ三ノ一三 関原厚外三百二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四一五号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）

請願者 神奈川県小田原市成田八〇 植村美佐江外五百八十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四二〇号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）

請願者 愛知県知立市宝町刈谷道九四ノ三 長谷守衛外千二百九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四二二号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市千代四九〇 富田彬道外二百三十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四二二二号 昭和五十三年一月二十日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道函館市日の出町二二ノ一 川村和子外百三十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四二六号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（六通）

請願者 岐阜県多治見市平野町三ノ六六ノ三 福田公子外九百三十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三五号 昭和五十三年一月二十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 名古屋市中千種区若竹町二ノ五一 加藤政雄外九十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願（第四四一号）（第四四二二）（第四四三三）（第四四四四）（第四四五五）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第四五九号）（第四六〇号）（第四六一号）

一、学校教育の充実に関する請願（第四六一号）（第四六二二）

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願（第四六三三）

一、オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願（第四六四四）

一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願（第四六七六号）（第四七七七号）（第四七八八号）（第四七九九号）

一、学校教育の充実に関する請願（第四九五五号）（第四九六六号）（第四九七七号）

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願（第五〇〇号）（第五〇一）（第五〇二）

学校教育の充実に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町西万木一、

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四六三号 昭和五十三年一月二十一日受理

私立学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 広島市己斐中一ノ一〇一〇 中

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四六四号 昭和五十三年一月二十一日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 北海道函館市昭和町一七九ノ一

紹介議員 野田 哲君

一、オリンピック記念青少年総合センターの廃止、文部省への直轄化の方針を直ちに撤回し、現在の特殊法人として存続させ、より充実した社会教育施設とすること。

二、労働者の犠牲を伴う政府関係法人（特殊法人、公益法人）の統廃合合理化をやること。

理由 同センターは、千九百六十五年に特殊法人として設立された。当時の愛知文部大臣は、特殊法人にする積極的な理由として①国の直営にするの弾力的な運営に欠けるおそれがある、②相当数の公務員の増員を必要とする、③特殊法人であれば、各省庁や地方公共団体と協力することができる、④文部省の恣意によつて利用されてはならない、との四点を挙げた。今日、同センターは、年間百万人を越える人々によつて利用される社会教育施設に発展し、今後とも施設の充実・発展と民主的運営が期待されている。このことからしても今の直轄化は設立目的に反するとともに、反動的な文教政策に組み込まうとしていることは明白である。

る。また、この直轄化は、当該労働者の労働基本権を奪い、労働条件の重大な変更であることはもちろんのこと、労働者の首切りをも前提とした極めて不当なものである。

第四七六号 昭和五十三年一月二十三日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市公郷町四ノ二ノ

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第四七七号 昭和五十三年一月二十三日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久比里一ノ一六

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第四七八号 昭和五十三年一月二十三日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市追浜本町一ノ一

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第四七九号 昭和五十三年一月二十三日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市池上二ノ一三ノ

紹介議員 坂倉 藤吉君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第四九五号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道函館市中道町一三ノ一八

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四九六号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道留萌市南町四ノ五二 三森

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四九七号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 札幌市東区伏古一〇条一ノ一四ノ

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五〇〇号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町二ノ三〇

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇一号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上矢部町一四八ノ二

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇二号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 名古屋市中区一ツ山三ノ二五

紹介議員 志 裕君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇三号 昭和五十三年一月二十三日受理

私立学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者 鹿児島市武一ノ三三ノ二 官脇実

紹介議員 小巻 敏雄君

今日の私立学危機を打開し、私立学予算の大幅増額と民主的な私立学助成制度の確立のため、次の事項の実現を図りたい。

一、私立大学における父母・学生の学費負担を軽減するため、授業料に対して直接補助を実現すること。

二、学費を値上げしなくてもすむように、私立学の経常費に対して、早期に二分の一を補助すること。

三、私立大学生・大学院生に対して奨学金貸与額の増額及び採用人員の拡大を図ること。

四、地理的、経済的に困難な条件のもとで、地方における文化の向上と高等教育の普及に貢献している地方私立大学に対して特別の助成を行うこと。

五、左記の事項について経常費助成以外に特別の助成を行うこと。

1 教育・研究施設・設備の充実を図る特別助成を行うこと。

2 身体障害者の勉学を保障する施設・設備の充実を図る特別助成を行うこと。

六、助成金配分方式を民主的に改善すること。

七、私立大学の自主性を尊重する公正で民主的な配分機関を確立すること。

八、左記の事項を配慮して、国は県への高等学校における文教費補助の大幅増額を行うこと。

1 父母負担の軽減のための授業料等学費に対する直接助成を図ること。

2 生徒に対する奨学金貸与額の増額及び採用人員の拡大を図ること。

理由 私立学における学生・教職員の生活、勉学、教育、研究条件は今日の高物価・インフレの影響を受

け、かつてない深刻な危機の中に立たされてい
る。その原因は高物価・インフレのもとで国の助
成金が極めて不十分であり、また、その助成政策
の基本が教育・研究優先の原則に立っていないこ
とにある。教育の機会均等の保障と教育・研究発
展のための条件整備は、本来国家がその責任を負
うべきである。

第五〇四号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道紋別郡雄武町緑町 村上秀
雄外百二十名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五〇五号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（六
通）

請願者 福井市三郎丸町二〇ノ五二 奥田
昭吉外千二百二十名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇六号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県笠間市本戸四、六五四 池
田直義外百十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五〇七号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（五
通）

請願者 福井県坂井郡坂井町木部東二五ノ
四〇 伊藤藤市外七百四十五名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二五号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福井県武生市村国町三十四ノ七ノ一
四 小西幸夫外百七十七名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二六号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡箱根町箱根二
〇 津田豊樹外百八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二七号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市武田三ノ二ノ三二
青柳美代子外百八十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二八号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 静岡県富士宮市貴船町三ノ三二
氏原なか外四百九十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五二九号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 大阪府箕面市下止々呂美九四八
森下庄太郎外三千六百八十九名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五三〇号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道帯広市緑ヶ丘一条通一ノ二
福馬幸正外二百六十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五三一号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道川上郡標茶町常盤 渡辺和
善外九十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五三二号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町中泉六五〇
南雲忠夫外十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五三三号 昭和五十三年一月二十三日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する
請願

請願者 岡山県倉敷市木見二、二三六 佐
藤伸生外六千九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五三七号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市中町二ノ二ノ二
石川光子外三百八十一名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五三八号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道函館市赤川通一六六ノ四
村田和子外百六十六名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五一号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡長坂町長坂上条
二、三〇五ノ五 三井昭外百三十
九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五五二号 昭和五十三年一月二十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町文光町 長谷
川一二外百十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五五四号 昭和五十三年一月二十四日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する
請願

請願者 神奈川県横須賀市根岸町四ノ二一
ノ六 佐藤日出夫外十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第五五五号 昭和五十三年一月二十四日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する
請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居二ノ三五ノ
九 秋元千世外十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第五五六号 昭和五十三年一月二十四日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する
請願

請願者 神奈川県横須賀市ハイランド五ノ
二一ノ一八 田中紀子外十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第五七一号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）

請願者 名古屋市熱田区切戸町二ノ一〇二

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五七二号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町古閑三二〇

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五七三三号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 静岡県富士市厚原七三〇ノ六 渡

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五八五号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道浜益郡浜益村川下村 相馬

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五八六号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町平町一、四

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五八七号 昭和五十三年一月二十四日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（五通）

請願者 熊本県玉名市高瀬五五六 高須と

め外七百九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第五九一号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県西尾市巨海町佐円一六 稻

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六〇七号 昭和五十三年一月二十五日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区北寺尾七ノ二四ノ一

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六〇八号 昭和五十三年一月二十五日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡城山町川尻三、

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六〇九号 昭和五十三年一月二十五日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡津久井町青野原

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六一二号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市曾我大沢二〇二

被谷美代子外二百九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六一三三号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊橋市井原町一一一ノ一

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六一四号 昭和五十三年一月二十五日受理

養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 北海道美幌市東明町四区教住八

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第六一五号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道函館市五稜郭町九ノ六 高

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第六三二号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道苫前郡苫前町古丹別 辻助

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第六三三三号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 静岡県富士市宮島六四五ノ六 漆

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六三四号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂二ノ二六ノ

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六三五号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町西飯岡一、

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂二ノ二六ノ

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六四〇号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県魚津市友道一、六三九 石

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六四六号 昭和五十三年一月二十五日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（六通）

請願者 福井県吉田郡松岡町上吉野 岩本

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六四八号 昭和五十三年一月二十六日受理

私学への大幅国庫助成に関する請願

請願者 東京都新宿区霞丘町三二 安田章

紹介議員 内藤 功君

今日の私学の危機的な諸困難を打開し、私立学校

が国民の要求にこたえる方向で発展して行けるよ

うに、当面、緊急切実な課題として次の事項の速

やかな実現を強く要求する。

一、学費値上げを抑えるための緊急の財源措置を

行うとともに、経常費の二分の一補助を速やか

に実現するため大幅な国庫補助を行うこと。

二、父母・学生負担軽減のため授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。また、私学の学生・生徒に対する奨学金の大幅な改善と拡充を図ること。

三、施設、設備の新・増・改築の補助及び長期低利の融資を大幅に拡充すること。

四、過疎地帯の私学に対する特別助成を行うこと。

五、補助金の配分を公正・民主的にを行い、配分基準と配分結果を公開すること。

六、教育減税について早急に具体化を図ること。

第六六三号 昭和五十三年一月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町四、一三八ノ二〇九 桑島久男外十三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六六四号 昭和五十三年一月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区山手町三〇 池田幸子外十四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六六五号 昭和五十三年一月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区上野町三ノ一一三 森田秀明外十四名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六六六号 昭和五十三年一月二十六日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市中区上野町三ノ一一三 森田秀明外十四名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六七三号 昭和五十三年一月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 静岡県富士市長者町二、九八七ノ五 田中五郎外四百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六七四号 昭和五十三年一月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）
請願者 愛知県豊橋市伝馬町五 高橋清一外三百四十八名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六七五号 昭和五十三年一月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 茨城県水戸市姫子二ノ三四八 山田とみ外百八十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六七七号 昭和五十三年一月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 愛知県豊田市幸海町割林一四 坂田三四夫外百二十六名
紹介議員 志 吉 裕君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第六八四号 昭和五十三年一月二十六日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 静岡県浜松市佐鳴台六ノ一四ノ四 倉谷恵子外四百九十九名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案
日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

第二十三条後段を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。
（区分経理）
第二十八条の二 安全会は、免責の特約に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
第三十五条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部を安全会に対して補助することができ、
第三十六条の次に次の見出し及び一条を加える。
（損害賠償との調整）
第三十六条の二 学校の設置者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき安全会が災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。
第三十七条の見出しを削る。
附則第十一条第三項中「第八号」の下に「及び第三十六条の二」を加え、「同条」を「これら」に改める。
（学校保健法の一部改正）
第二条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。
第一条中「保健管理」の下に「及び安全管理」を加える。
第二条の見出しを「（学校保健安全計画）」に改め、同条中「その他の保健」を「環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全」に改める。
第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

（日本学校安全会法の一部改正）
第一条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第八号中「災害共済給付契約」の下に「これに付する特約を含む」を加える。
第十九条第一項中「第三十六条」の下に「及び第三十六条の二」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。
（免責の特約等）
第二十条の二 第十九条第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童及び生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ、
2 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の定款で定める額に政令で定める範囲内で定款で定める額を加えた額をもつて同項の共済給付の額とする。
3 災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、第十九条第三項の規定を準用する。

(学校環境の安全)

第三条の二 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

第四条中「小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部」を「同項に規定する学校」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第八条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条第一項中「第一項又は第三項を削り、『基き』を『基づき』に改め、同条第二項を削る。

第十七条中「義務教育諸学校」を「小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部」に改める。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十二條の見出し中「保健管理」を「保健管理」に改め、同条第三項中、第三條、第六條、第七條、第八條第一項及び第三項、第九條第一項、第十條から第十四條まで並びに「から」第三條の二まで、第六條から第十四條まで及び「に」改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定中学校保健法第八條第二項を削る改正規定、同条第三項及び第九條第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、第十七條の改正規定、第十八條第二項を削る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む)、高等専門学校、幼稚園(盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部を含む)又は保育所の設置者が行う昭和五十三年三月三十一日までの期間に係る共済掛金の徴収については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の学校保健法第二十二條第三

項中「第六條から第十四條まで及び」とあるのは、「第六條、第七條、第八條第一項及び第三項、第九條第一項、第十條から第十四條まで並びに」とする。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十二年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)

一、学校教育の充実に関する請願(第七〇五号)

一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第七二三号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第七二四号)

一、学校教育の充実に関する請願(第七二五号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第七二六号)(第七二七号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一〇八二号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一〇八六号)(第一〇八七号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)

〇号)(第一〇九二号)

一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一一一一号)(第一一二六号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一一一七号)(第一一一八号)(第一一一九号)(第一一二〇号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一一二一号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一一三一号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一一三二号)(第一一三三号)(第一一三四号)(第一一三五号)

一、私学への大幅国庫助成に関する請願(第一一四四号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一一四五号)

一、教育諸条件整備に関する請願(第一一四六号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一一五一号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一一五二号)

一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願(第一一六〇号)(第一一六一号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一一六二号)(第一一六三号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一一六四号)(第一一六五号)(第一一六六号)

一、教育諸条件整備に関する請願(第一一六七号)(第一一六八号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一一六九号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二〇九号)(第一二一〇号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一二一二号)(第一二一二二号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一二二三号)

一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願(第一二二四号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二二五号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一二二六号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一二二七号)

一、公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大幅増額等に関する請願(第一二二八号)

一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第一二三〇号)(第一三二二号)(第一三二三号)(第一三三三号)(第一三三四号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一二四二号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二四三号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第一二四四号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一二四五号)(第一二五二号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二五三号)(第一二五四号)

一、教育諸条件整備に関する請願(第一二五五号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二六五号)(第一二六六号)

一、私学への大幅国庫助成に関する請願(第一二七五号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二八三号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一二八四号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一二八五号)

一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願
(第一二八六号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一二八六号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一二九三三号)(第一二九四号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一二九五号)(第一二九六号)
一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一二九七号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一二九八号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一二九九号)(第一三〇〇号)
一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願(第一三〇一号)(第一三一九号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一三四〇号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一三四一号)(第一三四二号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一三四三三号)(第一三四四号)(第一三四五号)(第一三四六号)
一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第一三四七号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一三七二号)
一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第一三七三三号)(第一三七四号)(第一三七五号)(第一三七六号)(第一三七七号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一三八八号)(第一三八九号)(第一三九〇号)(第一三九一号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一三九二号)(第一三九三三号)(第一三九四号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一三九五号)(第一三九六号)(第一三九七号)

一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願
(第一三九八号)(第一三九九号)(第一四〇〇号)
一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第一四〇一号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一四六七号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一四六八号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一四六九号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一四七〇号)
一、私学に対する大幅国庫助成に関する請願(第一四八八号)
一、公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大幅増額等に関する請願(第一四八九号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一四九〇号)(第一四九一号)(第一四九二号)(第一四九三三号)(第一四九四号)(第一四九五号)(第一四九六号)(第一四九七号)(第一四九八号)(第一四九九号)
一、公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(第一五〇〇号)(第一五〇一号)(第一五〇二号)(第一五〇三三号)(第一五〇四号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一五三八号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一五三九号)(第一五四〇号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一五五九号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一五六〇号)(第一五六一号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一五八三三号)(第一五八四号)(第一五八五号)(第一五八六号)

一、学校教育の充実に関する請願(第一五八七号)(第一五八八号)(第一五八九号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一五九〇号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一五九一号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一六〇七号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一六〇八号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一六〇九号)
一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第一六一〇号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一六一一号)
一、学校教育の充実に関する請願(第一六二一号)
一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第一六二二号)
一、私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(第一六二三号)
第六八五号 昭和五十三年一月二十七日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
榎掛ユリ子外十二名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。
第六八六号 昭和五十三年一月二十七日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
鈴木清子外十二名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。
第六八七号 昭和五十三年一月二十七日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町四、四一七
沢八景マシヨン四〇八 魚山和
春外十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。
第六八八号 昭和五十三年一月二十七日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県高座郡綾瀬町寺尾二、三
五〇ノ四 野口光男外十四名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。
第六八九号 昭和五十三年一月二十七日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県平塚市諏訪町一三ノ三八
渡辺美千子外十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。
第七〇二号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 愛知県豊田市平戸橋町永和七ノ二
福田卓生外百二十八名
紹介議員 志 苦 裕君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。
第七〇三三号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 北海道函館市日吉町三ノ三二ノ一
九 井上雄外百九十九名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七〇四号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）
請願者 名古屋市天白区中砂町五九 伊藤 幹也外二百五十七名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七〇五号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長崎県佐世保市日字町五六四 山崎 甫外百九十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七二三号 昭和五十三年一月二十七日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岡山県浅口市金光町占見新田三九八ノ六 秋田征矢雄外六十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第七二四号 昭和五十三年一月二十七日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 高知県幡多郡西土佐村江川崎 二神健二外千二百二十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第七二五号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 和歌山県御坊市湯川町財部三〇一 西岡昭二外百十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七二六号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 神奈川県小田原市上曾我四二〇 長田恵子外二百十八名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第七二七号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福井県武生市大塩町一五〇一八 山本敦士外百五十名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一〇八二号 昭和五十三年一月二十七日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願
請願者 東京都狛江市東野川三ノ一五ノ四ノ八〇一 小島謙一郎外二十三名
紹介議員 大木 正吾君
子どもたちののびのびとした学校生活を保障し、安心して教育活動がすすめられるよう次の事項の実現を図りたい。

一、すべての学校災害に対し無過失責任主義（学校・教職員または児童・生徒の過失・無過失を問わない）に基づき、国の責任による完全な補償を行う特別立法を行うこと。
二、国及び自治体は学校事故を予防し、のびのびとした学校生活を保障する立場から、教職員・父母の意見を民主的に反映した「学校安全基準」又は「学校設置基準」を設け、教育環境の整備充実を図ること。

三、現行の「日本学校安全会法」については、「学校災害補償法（仮称）」への完全移行をめざして当面の改善をすすめること。
理由
常に活発に活動する子どもたちは、学校生活において、授業中あるいは休み時間に、また登・下校の途上などで、思わぬ事故にあふことがしばしば

ある。このような学校管理下に起きた災害について、その治療費等の補償は、父母及び学校設置者の負担による共済見舞金制度である「日本学校安全会」からの給付があるのみである。不幸にして大事故となり、一生回復不能な障害を残したり、更に死亡の場合は、わずかな見舞金が安全会から支給されるだけで補償といえるものではない。このため、被災児の父母は、学校や教職員の過失責任を立証して損害賠償を求める訴訟を起こすばかりではない。最近、全国各地でこのような不幸な子どもを守る運動が起こり、国の責任による「学校災害補償法（仮称）」の制定をもとめる世論が広がっている。現在、災害補償の当事者とされている地方自治体においても、既に全国二百六十三の各級議会が政府に意見書を提出している。

第一〇八六号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県大町市常盤五、八四六 平野シゲカ外七十名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一〇八七号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 和歌山県有田市初島町里一、二四五 前島孝一外百九十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一〇八八号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）
請願者 福井県坂井郡三国町池見 藤田田 鶴子外四百十七名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一〇八九号 昭和五十三年一月二十七日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県原町市二見町一ノ八〇ノ一 四 藤沢正孝外八十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一〇九〇号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（七通）
請願者 愛知県小牧市二重堀四六〇ノ一 安藤勝外八百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一〇九一号 昭和五十三年一月二十七日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡人町姫城一、四七九 満富和也外二百六十五名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一一一号 昭和五十三年一月二十七日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岡山県吉備郡真備町尾崎四〇 田淵忠好外九十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一一一六号 昭和五十三年一月二十八日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岡山県倉敷市玉島黒崎七、九五八 赤沢正範外六十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一一一七号 昭和五十三年一月二十八日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福井県敦賀市津内二ノ一ノ三三

紹介議員 繁田美代子外百二十七名

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一八号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 山梨県東山梨郡沼沼町上岩崎一、

九〇〇 川崎数馬外百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一九号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 福井県武生市御幸町二ノ五 平沢

勇外三百一十一名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二〇号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 横浜市鶴見区馬場六ノ六ノ五 國

田国治外八百二十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二二号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 北海道苫小牧市春日町四〇ノ四

佐藤悦子外百四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三三三号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 静岡県浜松市三島町一、〇二六

鶴屋義照外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第一一二二号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 愛知県豊橋市飯村町一ノ三四 山

本佳子外百七十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一三三三号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 鹿児島県始良郡霧島町田口八七八

有村潮外千七百七十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一三四号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 福井県坂井郡丸岡町女形谷四五ノ

五六 山本千代美外百三十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一三五号 昭和五十三年一月二十八日受理

請願者 愛知県岡崎市明大寺町仲ヶ入二三

ノ一四五 金田新次郎外百五十九

名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四四号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 横浜市港北区高田町二、六四九

高村巴外一万四千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四五号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 富山県魚津市中央通二ノ三 関口

さあ外百十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一四六号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 大阪府豊中市宮山町三ノ六ノ二六

榎田謙三外七百八十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五十一号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 埼玉県戸田市中町一ノ九ノ四〇

猪爪定一郎外五十名

紹介議員 志 裕君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一五二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 広島県御調郡御調町ヶ原 金野

学外千四百三十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第一一六〇号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 石川県金沢市泉本町一ノ三九 竹

内柳子外百一十名

紹介議員 高杉 迪忠君

私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこた

える真に明るく豊かな私学の発展を図るために、

当面、緊急切実な課題として、次の事項が速やか

に実現されることを強く要請する。

一、学費値上げを抑えるための緊急の財源措置

と、私学の経常費の二分の一補助を直ちに実施

すること。

二、負担の軽減と、国・公・私立の格差の縮小をめ

ざし授業料等学費に対する直接的な助成を行う

とともに、私学の奨学金を大幅に拡充すること。

三、公立高校に対する措置と同様に、老朽校舎の

改築費の補助及び長期低利の融資を実現するこ

と。

四、過疎などの理由による極端な財政困難校に対

し、特別な助成及び利子補給、長期低利の融資

などの措置をとること。

理由

日本私学振興財団法が制定されて以来、今日まで

私学に対する国庫助成は一定の増額がされてきた

が、当初予定されていた五箇年計画の目標は大幅

に下まわり、私学財政を含めて教育、研究の危機

的状況は一段と深刻なものとなっている。また、

第七十五回国会では私学振興助成法が極めて異状

な形で制定されたが、私学助成についての理念や

国の義務づけ、金額などがあいまいであり、逆に

私学の自主性に対する監督と統制を強化するな

ど、私たちの期待から著しくはずれるものとなつ

ている。このような状況のもとで、ここ数年間私

学では、授業料、入学金等の学費の大幅値上げが

相次ぎ、更に、公共料金の値上げなどの動向とか

らみ、来年度も大幅値上げが行われることは必至

の情勢となつていくが、既に今日の私学の学費の

父母負担は限界に達し、耐えがたい状況である。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 石川県能美郡北村土室 苗代満

外六十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ五

九 金子和樹外六十九名

紹介議員 九 金子和樹外六十九名

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ五

九 金子和樹外六十九名

紹介議員 九 金子和樹外六十九名

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ五

九 金子和樹外六十九名

紹介議員 九 金子和樹外六十九名

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ五

九 金子和樹外六十九名

紹介議員 九 金子和樹外六十九名

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一一六二号 昭和五十三年一月三十日受理

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ五

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一一六三号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 北海道天塩郡遠別町文光町 小田
桐見外百六十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一一六四号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県会津若松市馬場町四ノ四六
武田豊雄外八十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一六五号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福井県敦賀市清水町一ノ二三ノ六
沢田歌子外二百九名

紹介議員 田中孝美子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一六六号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 山梨県甲府市国母五ノ一七ノ一五
田辺利男外百六名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一一六七号 昭和五十三年一月三十日受理
教育諸条件整備に関する請願
請願者 大阪府都島区都島中通一ノ三ノ三
久保田博子外六十七名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六八号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願

教育諸条件整備に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市杭瀬後野三五 文山
正太郎外六十七名

紹介議員 香崎タケ子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六九号 昭和五十三年一月三十日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願
請願者 東京都練馬区北町二ノ三二ノ一八
田中実外六十三名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一二〇九号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 茨城県結城郡八千代町大里一〇五
ノ一 飯田貞子外百六十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二一〇号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）
請願者 神奈川県小田原市国府津一、九六
七ノ一 剣持仙太郎外三百三十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二一一号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 北海道釧路市新栄町一ノ七 佐
藤義雄外百二十八名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二一二号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県上田市常磐城二ノ八ノ八
小林増次外五十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二二三号 昭和五十三年一月三十日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願
請願者 埼玉県大宮市今羽町四七ノ六ノ
四ノ三〇三 千同昭夫外二十三名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一二二四号 昭和五十三年一月三十日受理
私学に対する大幅国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市宝町八ノ一一 西村
敬外五十五名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一二二〇号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 鹿児島県国分市上小川九二七 植
益弘志外二百八十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二二二号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県塩尻市大門五ノ三〇 藤森
千代子外百三十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二二三号 昭和五十三年一月三十日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 川崎市中原区井田二七五 渡辺茜
外九千八百八十二名

紹介議員 片岡 勝治君
一、公立普通高校増設のため建設費の国庫補助を大幅に増額すること。
二、公立普通高校建設のため用地費に国庫補助を新設すること。
三、私立高校生への授業料補助と私立高校への大幅な経常費補助を国として行い、父母負担の軽減と教育条件の充実に資すること。
四、公立普通高校建設のため国庫有地を優先的に払い下げること。
五、障害児（者）の高校教育を保障するため必要な具体策を直ちにを行うこと。

理由
神奈川県の中卒卒業生は、現在の約八万人から、昭和六十年には十二万五千人に推計される。高校進学を希望しているすべての子どもたちに、本當の学力を身につけさせ、明るく豊かな人間に成長させるためには、どうしても高校の増設が必要であるが、現在の地方財政の状況では、国庫補助なしには増設は不可能である。県下でも既に、十一万人をこえる国庫補助増額を望む署名が県会によせられている。また、高校進学希望者が増えているのに約半数は私立高校に入り、父母はばく大な教育費を負担しなければならない現状である。

第一二三〇号 昭和五十三年一月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県伊勢原市東大竹五四八
石川茂雄外十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一二三二号 昭和五十三年一月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県中郡二宮町山西九九 今
園和代外十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一二三二号 昭和五十三年一月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県平塚市代官町一六〇三三
山本保外十九名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一二三三号 昭和五十三年一月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県平塚市中里三六〇四三
宮川重信外十九名
紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一二三四号 昭和五十三年一月三十日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県秦野市今泉七九四 大石
秀子外十九名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一二四二号 昭和五十三年一月三十日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願
請願者 埼玉県桶川市南二六〇一 高松
昭光外五十七名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一二四三号 昭和五十三年一月三十日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県会津若松市城北町八ノ五五
酒井淳一外七十二名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二四四号 昭和五十三年一月三十日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 北海道旭川市神居六条一八丁目
東明教外百名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二四五号 昭和五十三年一月三十日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 和歌山市砂山南三丁目 原稔外九十九名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二五一号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長崎県原市市中野町三四ノ二 吉
田弘昭外百二十九名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二五二号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願(二通)
請願者 北海道夕張市鹿の谷山手町二八
波谷敏男外百六十五名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二五三号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 山梨県南巨摩郡中富町宮木 小林
義雄外九十七名
紹介議員 赤桐 操君

(通)

請願者 神奈川県小田原市鴨宮六三ノ四
川嶋明外六百三十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二五五号 昭和五十三年一月三十一日受理
教育諸条件整備に関する請願
請願者 大阪府福島区海老江三ノ三ノ四
香川景樹外六十八名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二六五号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(三通)
請願者 福井県大野市月美町七ノ一三 幅
岸一夫外四百六十二名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二六六号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町山崎新一〇
山口光子外百二十九名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二七五号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学への大規模国庫補助に関する請願(九十四通)
請願者 東京都北区西ヶ原四ノ四六ノ七
植竹良一外千名
紹介議員 田山 雅也君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二八四号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県上田市蛇沢一四〇三ノ二九
池田専太郎外五十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二八五号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願
請願者 千葉県柏市若葉町三ノ六 鈴木栄
一外四十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一二八六号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市法島町二五ノ七 野
口三夫外二十六名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一二九三号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 茨城県高萩市大和町三ノ三三 荒
井八重子外百七十九名
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二九四号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県原町市平塚塚沢七五 高田
毅外七十九名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一二九五号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に關する請願
請願者 長野県上田市住吉四三五ノ一 大久保章弘外五十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二九六号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に關する請願
請願者 和歌山県御坊市島一五七 阪田薫外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一二九七号 昭和五十三年一月三十一日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 熊本市錦町木上迫 森永ユミ子外千七百七十六名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第一二九八号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岡山県和気郡日生町寒河三、七一 一 田原敏行外五十八名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一二九九号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に關する請願
請願者 東京都葛飾区新宿二ノ五ノ一九 大沢竜児外五十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一三〇〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に關する請願
請願者 東京都目黒区上目黒四ノ一ノ二五 山辺稔外十二名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一三〇一号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大幅国庫助成に關する請願
請願者 石川県金沢市西金沢四ノ一八八 北崎松男外七十八名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一三三九号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大幅国庫助成に關する請願
請願者 石川県松任市石同新町 南島健二外九十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一三四〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に關する請願
請願者 東京都葛飾区水元猿町一、七五〇 本間富夫外八十九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一三四一号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に關する請願
請願者 和歌山県小川町二七 貝尻照子外九十九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三四二号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に關する請願
請願者 長野県塩尻市宗賀桔梗原七ノ八 九 荻野重男外四十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三四三号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に關する請願
請願者 山梨県甲府市羽黒町一、二八一 井出章三外百二十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三四四号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に關する請願
請願者 福島県原町市鶴谷坂下三三六 木幡勝外四十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三四五号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に關する請願
請願者 鹿児島県姶良郡姶良町脇元二、二三八 輪木アサ外二百二十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三四六号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に關する請願
請願者 福島県会津若松市花春町九ノ四 羽根田栄子外六十一名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三四七号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大幅国庫補助に關する請願
請願者 札幌市白石区厚別町 村上元外四十六名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

学校災害に対する補償制度創設に關する請願
請願者 横浜市戸塚区深谷町ドリムハイ ツ三ノ六一五 平賀美津子外百九十名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三七三号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に關する請願
請願者 神奈川県平塚市桃浜町八ノ二 高橋逸子外十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一三七四号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に關する請願
請願者 神奈川県平塚市下島六二七 小泉正男外十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一三七五号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に關する請願
請願者 神奈川県伊勢原市八幡台一ノ二ノ四三四 宇田京子外十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一三七六号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に關する請願
請願者 神奈川県小田原市国府津一、六六三 脇みち子外十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一三七七号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に關する請願
請願者 神奈川県小田原市国府津一、六六三 脇みち子外十九名

第一三七七号 昭和五十三年一月三十一日受理
公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願
請願者 神奈川県中郡二宮町二宮四四八
三武シシ外十九名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一三八八号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願（九通）
請願者 愛知県岡崎市材木町二ノ一五 長
坂横夫外千二百八十六名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三八九号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 名古屋市中千種区幸川町二ノ六 大
橋六郎外百二十三名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三九〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町蚕桑山根二
ノ五八四 佐藤新外五十六名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三九一号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県会津若松市山鹿町四ノ四二
山内美千子外五十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一三九二号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ六四〇
請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ六四〇

請願者 和歌山市西小三里一ノ五ノ六 大
竹新蔵外九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三九三号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県上田市常磐城五ノ一ノ三〇
古畑俊夫外百九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三九四号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 長野県上田市蒼久保一、四七六ノ
六三 宮沢治夫外八十九名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三九五号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補
償の特別立法に関する請願
請願者 埼玉県蕨市中央七ノ六ノ五 野辺
力外四十六名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一三九六号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補
償の特別立法に関する請願
請願者 東京都練馬区三原台二ノ一ノ一七
村山和敏外百五十名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一三九七号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補
償の特別立法に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ六四〇
請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ六四〇

第一三九八号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市八田町東八八 村上
利紀外四十九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一三九九号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市みどり一ノ一八ノ
A六ノ五〇一 小松久枝外五十九
名
紹介議員 志 裕君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一四〇〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市額新町二ノ一県住一
ノ一七 尾島芳二外八十九名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一四〇一号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願（二通）
請願者 北海道旭川市東光四条五丁目 佐
藤公男外百十二名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校教育の充実に関する請願
請願者 和歌山県有田郡吉備町明王寺三三
七 中崎彦外百九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一四〇三号 昭和五十三年一月三十一日受理
私学の学費値上げ抑制、大規模国庫補助等に関する
請願
請願者 岡山県笠岡市笠岡二、九四一ノ四
渡辺徹外百九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一四〇四号 昭和五十三年一月三十一日受理
国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補
償の特別立法に関する請願
請願者 東京都葛飾区青戸三ノ一五ノ八ノ
二一 大越敏男外百九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一四〇五号 昭和五十三年一月三十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願
請願者 福島県相馬市馬場野鹿島前八四
青田千代子外七十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四〇六号 昭和五十三年二月一日受理
私学に対する大規模国庫補助に関する請願
請願者 石川県金沢市諸江町上丁ノ二四ノ
二 柿本正男外八十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一四〇七号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

第一四〇八号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

第一四〇九号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

第一四一〇号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

第一四一一号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

第一四一二号 昭和五十三年二月一日受理
公立普通高校建設・私学助成のための国庫補助大
幅増額等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相武台団地一ノ
五ノ一三ノ二四相模原高校増設連
絡協議会内 木村峰子外五千五百
五十四名
紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一四九〇号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡三富村下釜口八二

大沢直智外百二十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九一号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 鹿児島市城山二ノ三五ノ一一 松

山網江外百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九二号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県下妻市長塚四五四 吉川千

代乃外百六十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九三号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 鹿児島県曾於郡志布志町志布志

二、三一二 池博行外九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九四号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福島県いわき市中之作字戦四三

吉田豊外百三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九五号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 千葉県館山市八幡四七〇 久野田

スミ子外四千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一四九六号 昭和五十三年二月一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県上田市浦野四一九 横尾正

広外四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一四九七号 昭和五十三年二月一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 札幌市白石区もみじ台東二丁目

寺島善五郎外百五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一四九八号 昭和五十三年二月一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県塩尻市宗賀二、〇八二 佐

原春男外八十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一四九九号 昭和五十三年二月一日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県上田市殿城八九〇 青木正

義外六十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五〇〇号 昭和五十三年二月一日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町高麗五七三

中村鹿津子外十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一五〇一号 昭和五十三年二月一日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町国府新宿二三

八 渡辺喜久枝外十九名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一五〇二号 昭和五十三年二月一日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町国府本郷一、

一六二 伊勢田洋次外十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一五〇三号 昭和五十三年二月一日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町百合が丘三ノ

一六〇三 宮川喜交志外十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一五〇四号 昭和五十三年二月一日受理

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯二一九

山田英樹外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第一五〇五号 昭和五十三年二月一日受理

国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢五ノ二七ノ三

斉藤功外五十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一五三九号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 富山県魚津市友栄町一、三〇五ノ

八 石坂美紀代外百七十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十三年二月一日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 北海道帯広市南町東二条六丁目

西田圭一郎外二十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五五九号 昭和五十三年二月二日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島中央町一ノ二二

ノ一 南田栄外八十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一五六〇号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県上田市中央西一ノ九ノ二六

樋口正男外六十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五六一号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 長野県小県郡九子町藤原田 小松

巖夫外六十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五八三号 昭和五十三年二月二日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市上吉田四、三六

一ノ五熊穴公舎内 丸茂一文外百十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五八四号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町川桁幸野七

六 菊地繁人外三十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五八五号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 鹿児島県始良郡加治木町錦江町三

〇二 川原宏外百六十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五八六号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（五通）

請願者 横浜市戸塚区飯田町三、六三一

山本美佐子外八百六十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一五八七号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道岩見沢市七条東六丁目 堀

口孝男外百二十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五八八号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山県日高郡由良町里九二五

馬場源太郎外百十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五八九号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道上磯郡本古内町本町五五

地本良子外百四十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一五九〇号 昭和五十三年二月二日受理

国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原三ノ一四

帆足弘一外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一五九一号 昭和五十三年二月二日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願

請願者 岡山県備前市伊部二、五一三 池

本幸治外五十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一六〇七号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福島県相馬市宇多川町八五 伏見

正則外九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一六〇八号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山県鳴神一、〇八九ノ五 岩

崎臣利外百九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一六〇九号 昭和五十三年二月二日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願

請願者 岡山県御津郡御津町堤二、〇六九

ノ二 山田力外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第一六一〇号 昭和五十三年二月二日受理

国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季台一ノ一ノ二二

ノ三〇八 木村清一外六十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一六一八号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 茨城県那珂市田中八、一一九

小滝進外百三十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一六二一号 昭和五十三年二月二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 北海道函館市中道町五 馬場裕美

子外百六十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一六二二号 昭和五十三年二月二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 福井県足羽郡美山町皿谷三〇ノ二

二 松浦春浪外二百九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第一六二三号 昭和五十三年二月二日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島県福山市大黒町一ノ三八 橋

本勝外百五十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

昭和五十三年二月二十日印刷

昭和五十三年二月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D